

第三十一回 參議院商工委員會會議錄第二十六號

昭和三十四年四月七日(火曜日)午前十一時十六分開会

委員の異動

四月二日委員堺本宜實君及び松澤兼人
君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君
及び助君及び藤田進君を議長において指名し
ました。

四月六日委員大谷藤之助君、最上英子
君及び高野一夫君辞任につき、その補
欠として堀本宜實君、森田豊壽君及び
小澤久太郎君を議長において指名し
ました。

本日委員森田豊壽君、小澤久太郎君及
び木島虎藏君辞任につき、その補欠とし
て近藤鶴代君、大野木秀次郎君及び
泊水久常君を議長において指名した。

出席者は左の通り

委員長
田畑金光君
理事

大野木秀次郎君
近藤鶴代君
迫水久常君
佐野廣君
鈴木万平君
高橋進太郎君
堀本宜實君
阿部竹松君
栗山良夫君
奥むめお君
豊田雅恵君

委員会を開会いたします。

のものが同じ日本から、たとえば日本へ送ることも必ずしも保證はしがたいのではないか。その証拠には、何か品質のいいものが、今アメリカの市場を支配しております品質のものより以上

データが出ておるのでござります。これはシエトロがアメリカの消費者に対するして、どういうふうな双眼鏡を使っておるか、それから日本製品の欠点と思われる点はどういう点かと、アメリカ

○島清君 品質の向上を期するために、登録基準を設けていきたい。さらには、その登録基準というものは順次その基準を高めていきたい。こういうお考えのようですが、私は先般双眼鏡のアッセンブル・メーカーの諸君の事業場を見て参つたのであります。何か基準といつても、どこに基準の線を引くか、はなはだ引きにくいのではない、か、こういうふうに感じて参りましたが、それは部品の製造メーカーであるとかあるいは一貫メーカーであれば、

衆議院議員

小平 久雄君

君、高野一夫君、大谷藤之助君が辞任され、森田豊壽君、小澤久太郎君、堀田宜實君が選任されました。本日、森田豊壽君、小澤久太郎君が辞任され、近藤鶴代君、大野木秀次郎君が選任されました。

○委員長(田畠金光君) 速記をとめました。
〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 速記を起し

軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。

○島清君 先般は登録の問題、それから
輸出業者協会の問題等二つ、

の輸出振興事業協会の問題等についてお尋ねをいたしましたが、本法案のうち、二二二条は、貿易の健全化に関するもの

のれりいとするとこくは、貿易の傾向がな發達を期して、それから品質の向上とはかる、二点、二点のことになつてゐる

をはがな。おまけにこのたぐいアーチitectura
わけですが、一部この法案に反対をして
てあります業者の声を聞いてみますと

うまいと、今のような品質であつたればこそ、アメリカ市場九二%を支配する

これが、アーバン・マーケティングの大きな特徴である。

おまけに、この間の「アーバン・リード」は、今占めていいるところの地位を確保する上にも必ずしも保証はしがたきものである。

ではいいか、その証拠には、何か品質のいいものが、今アメリカの市場を支

配しております品質のものより以上
のうつは同上日本より、ここがは日本

のものか同じ日本から たとえば日本

ケッティングの調査をいたしました。その結果、品質の悪いということを指摘しました者が百十二のうち十七件で一番数が多いのであります。それに関連しまして、これは安いとか、長持ちしないとかあるいは製造技術が劣つておるとか、ボディーの仕上げが粗雑であるとか、やはり品質に関連した苦情がかなりある。従いまして、不必要なまことに品質を向上させる必要はございませんけれども、やはり不斷に品質の向上ということをはかりませんと、結局は今確保しております日本のアメリカ市場における地位といふものも、漸次、西独その他の競争国に食われてくるというおそれは十分にあるわけであります。従つてやはり品質の向上ということは、その消費者の要求から考えましても、また競争国製品との関係から考えましても不斷に努力しなければならない、かように考えております。

基準の引き方も容易でございましょうが、組み立てをやつておるところでは、その基準といつてもあつてないようなもので、またどこに線を引くか、非常に引きにくいのではないか、こういう感じを受けたのであります。が、そういうような組み立て業者に対しまして、基準として考えておられるのはどうなことを考えておられるか、その点について御説明を願いたいと思いま

す。

○政府委員(小出第一君) 双眼鏡の組立業者に関する登録基準につきましては、御指摘の部品などを製造しておりますが、設備を持つて製造する方法は確かに非常にむずかしい問題があるわけでございます。そこで先般もお話し申し上げましたように、やはり最初の登録基準といつしましては、最低限度の基準から出発するわけでござりますが、業界の意向も十分に尊重しなければならないという意味におきまして、業界の方から一つ案を出してもらうと、いうことを依頼いたしました。業界におかれましても非常に内部いろいろ検討された結果、一応の案が出ております。その案を基準にいたしまして、今後法律が成立いたしましたときましては、われわれの方も一緒に検討をしていきたいと考えておりますが、ただいま一応考えております双眼鏡の組立業者の場合における基準の例いたしまして、たとえば月産四百台以下というような組立業者の場合につきましては、設備面におきましては、これを製造設備と検査設備、特に最後の組み立て仕上げでございますので、検査設備の面にかなり重点があらうかと

思います。製造設備につきましては、これはむしろ場所と申しますが、組み立ての調整をいたします場、これに開設設備につきましては、ダイヤル、ノギス、視界測定器、視度望遠鏡、光軸平行度測定器、分解力の測定装置、像の倒れ検査装置、震動試験機、こういうような各種の検査設備のそれぞれ一つ、少くとも一つはこういった検査設備が必要であるというよ

うな要求をしたいと思っております。この検査設備を今申し上げましたが、全部おのおの一つずつをそろえまして、金額にしてみれば四万五千円程度のものに過ぎない、かように考えます。これが大体設備的な面でござりますが、そのほかに取り扱います技術者に関する条件といたしましては、取扱い調整数量大体四ヵ月分とみまして三百台、調整数量三百台について大体一人くらいの基準で技術者を必要とする。次に生産技術の条件でござりますが、これについては検査方法の問題

○島清君 基準の設定については、何か内容が省令にゆだねられるわけですが、その省令は、先般も豊田委員から、これはまかり間違えは戦争中の企業整備令にもひとしいような内容を提出があつたように記憶いたしておきますが、この省令の作業はどの程度まで進んでいるのですか、今求められたら直ちに成文化されて私たちにお知らせ願えるところまでいっているのでござりますか。

○政府委員(小出第一君) この省令内容は、今御指摘の登録の基準に関するものでございまして、登録基準について、双眼鏡については、今私がお説明申し上げました程度の内容のものを

○政府委員(小出第一君) 輸出振興事務協会の設立の目的は、別段今お話をございましたよう、双眼鏡輸出振興株式会社の運営を行ひ詰まつたから、これらミシンにつきましても、やはり同じように製造設備、検査設備、技術者は、そのほかに取り扱います技術者についての具体的な内容を持つた基準の案もすでに一応できております。従いまして御要求がありますれば、今私が

○島清君 まだ条文の形にはなつておりませんけれども、要綱といふ形において資料を提出することは可能でござります。それから、先般もお尋ね申し上げました輸出振興事業協会ですが、このことが人的な面においても、もうかるかといふことがきまつておりますが、なお、検討を続けておりま

すが、このことが人的な面においても、もうと業者の声が反映するような民主的な運営をされる形になつていいのではなかいかといふことを私は申し上げます。大体こういうようなことで非常に引き継ぐといふことは、世間に疑惑をもしかしながら、さりとてこれが採算上存続できないからといって、とにかく財産的なものも新しい事業協会が解散するのもよろしいだろうけれども、しかしながら、さりとてこれが採算上存続できないからといって、今は、この点についての考え方はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(小出第一君) 双眼鏡輸出振興株式会社の業務それ自体は、経理的にも別段行き詰まつておるわけではありませんで、まあ会社の決算をいたしましては、プラスになつております。ただし、振興株式会社の人事とか、機構とかといふような今期はあるいは配当も可能といつよいよな段階になつております。そこで先ほ

り販売といふ段階になりました場合には、発展的に協会の方に継承する、このういうふうな建前になつております。

○島清君 事業の引き継ぎといふのがなかなか内容的には批判があると思うのですが、事業そのものは発展的に、同一のような内容の仕事を部分的にはするわけですから、その同一の内容を持つておる部分的には引き継がれるといいますか、それがあつてもよろしいと思ふのですが、しかしながら、この引き継ぎをいたします場合に、たとえは株式会社の運営を行ひ詰まつたから、これを救済するために、そういうふうに切りかかるといふ趣旨のものではございませんで、先般申し上げましたように、輸出振興の海外に対するPRなり調査というような面につきまして、輸出振興業務を担当するための協会でござります。ただ、それがある段階になりまして、輸出振興事業の発展に伴いまして、必要であれば、輸出振興事業協会においても一手買取り販売というところまで具体的にいき得るという法律の建前になつております。

従いまして、輸出振興事業協会が一手買取り販売といふところまで、そういう業務を始めました際には、双眼鏡輸出振興株式会社は、これはもともと会に引き継がれる、こういう関係になつております。ただし、振興株式会社の人事とか、機構とかといふような問題で、輸出振興事業協会との関係にお

ど申し上げました輸出振興事業協会が一手買取り販売をやります場合に引き継ぐというのは、その一手買取り販売といふ業務を引き継ぐだけでございまして、株式会社はその際に解散をいたします。解散をして清算に入るわけでございますが、その清算に入りました場合におきましては、その財産は当然その輸出振興株式会社の出資しております株主に分配される、こういふ格好になるわけでございまして、輸出振興事業協会としましては、その構成組織も全然違います。従いまして、法人としての性格も違いますので、財産はそのまま引き継ぐと理解してよろしいわけなんでございましてね。

○島清君 それは有償的なものでない

○委員長(田畠金光君) 他に御質疑はございませんか。——ないようでござ

いませんから質疑は終局し、討論に入ります。

御意見のある方は質否を明らかにしてお述べを願います。なお、付帯決議案も討論中にお述べを願います。

〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 速記を起し

て。

○栗山良夫君 私は今案件になつてお

りまする軽機械の輸出の振興に関する法律案につきまして一応賛成をいた

たいと思います。

しかしこの法案にはいろいろ問題がございまして、すでに質疑の過程にお

いても明らかにせられておりますが、これを一言で表現するならば、政府提

出の原案に対して衆議院が全会一致で

五カ年の時限立法にしたということ

につきておると思います。この衆議院

られたということが、この法案の持つ

ておる性格を表わし、またその運用に

ついて政府に求めておるものも明瞭に

しておると思います。そういう意味

で、政府は、もしこの法案が可決成立

をいたしましたときには、運営に当つ

て万全の措置をとられなければならぬ

と思ひます。私は後刻付帯決議の案を

提出いたしまして、同僚議員諸君の御

賛成を得て本案に付帯させることにいた

たしたいと思っておりますが、その

しておられるのでありまするから、その

従つてそういう観点からするならば、

この法案の持つておる性格といふもの

は、非常に性格的に重要なわけであり

ます。私はしばしば我が國の経済をほ

んどうに国民の期待するように振興さ

せていくためには、産業全体、経済

全体をもう少し國の力による管理と

申しますが、統制と申しますが、そ

ういう方法によつて進めなければな

らぬといふことを固く信じております。

従いましてそういう一つの考え方

のものに、岸内閣がいろいろな法案

を国会に経済法として提出される点

においては、われわれもまたその気で

ます。ところが今日こんなのように、

り問題が日本の産業界にあるといふこ

とを立証しておるのでありますから、

根本的な解決策について、イデオロ

ギーにとらわれないで、自民党的考

え方であります。従つて自民党的考

え方からすれば、そういう点は

わが日本社会党でも同様であります

が、許されないことでありますから、

従つて十全の措置をとられなければな

らないことであります。

それから第二番の問題につきまして

も、政府が一貫して一つの考え方のも

とに産業なり経済なりのコントロール

をせられるということであれば、そこ

に体系といふものがございまして、さ

まで混亂を起さない。国民の中に十分

あります。もしこういう点があるわけで

あります。もしこういう点であるな

らば、輸出取引法なり、あるいは中小

企業だけを限定いたしますならば、中

小企業団体法の国会提案のときにも、

すでに問題にしたことあります。

この法案に踏み切られたような考え方

を全般に及ぼすといつたしますならば、

貿易全体についてやはりこういう思想

で一貫されていくことであるな

らば、また考え方は別であります。

従つて一口に申しますならば、まさに

こういふものは政府の産業経済政策に

対する根本的な考え方を転換し、そし

ていうならば牛刀をもつて鶏を裂くと

いうようなものである。こういう工合

に私は言つて間違いないと思うのであ

ります。従つて通商産業大臣におかれ

ても、将来産業政策を進められる上に

おいては、こういう小手細工の小間切

れ的なもので当面を翻壊するといふ考

え方でなく、やはりこういうような現

象がミシン、双眼鏡等に現われてくる

といふことについては、産業全体につ

いてやはり総括的に考えなければなら

ぬ問題が日本の産業界にあるといふこ

とを立証しておるのでありますから、

こういうことに陥るのであります

が、従つて自民党的考

え方であります。従つておるイデオロ

ギーにとらわれないで、自民党的考

え方からすれば、そういう点は

わが日本社会党でも同様であります

が、許されないことでありますから、

従つて十全の措置をとられなければな

らないことであります。

それから第三番の問題につきまして

も、政府が一貫して一つの考え方のも

とに産業なり経済なりのコントロール

をせられるということであれば、そこ

に体系といふものがございまして、さ

まで混亂を起さない。国民の中に十分

あります。もしこういう点があるわけで

あります。もしこういう点であるな

らば、輸出取引法なり、あるいは中小

企業だけを限定いたしますならば、中

小企業団体法の国会提案のときにも、

すでに問題にしたことあります。

この法案に踏み切られたような考え方

を全般に及ぼすといつたしますならば、

貿易全体についてやはりこういう思想

で一貫されていくことであるな

らば、また考え方は別であります。

従つて一口に申しますならば、まさに

こういふものは政府の産業経済政策に

対する根本的な考え方を転換し、そし

ていうならば牛刀をもつて鶏を裂くと

いうようなものである。こういう工合

に私は言つて間違いないと思うのであ

ります。従つて通商産業大臣におかれ

ても、将来産業政策を進められる上に

おいては、こういう小手細工の小間切

れ的なもので当面を翻壊するといふ考

え方でなく、やはりこういうような現

象がミシン、双眼鏡等に現われてくる

といふことについては、産業全体につ

いてやはり総括的に考えなければなら

ぬ問題が日本の産業界にあるといふこ

とを立証しておるのでありますから、

こういうことに陥るのであります

が、従つて自民党的考

え方からすれば、そういう点は

わが日本社会党でも同様であります

が、許されないことでありますから、

従つて十全の措置をとられなければな

らないことであります。

それから第四番の問題につきまして

も、政府が一貫して一つの考え方のも

とに産業なり経済なりのコントロール

をせられるということであれば、そこ

に体系といふものがございまして、さ

まで混亂を起さない。国民の中に十分

あります。もしこういう点があるわけで

あります。もしこういう点であるな

らば、輸出取引法なり、あるいは中小

企業だけを限定いたしますならば、中

小企業団体法の国会提案のときにも、

すでに問題にしたことあります。

この法案に踏み切られたような考え方

を全般に及ぼすといつたしますならば、

貿易全体についてやはりこういう思想

で一貫されていくことであるな

らば、また考え方は別であります。

従つて一口に申しますならば、まさに

こういふものは政府の産業経済政策に

対する根本的な考え方を転換し、そし

ていうならば牛刀をもつて鶏を裂くと

いうようなものである。こういう工合

に私は言つて間違いないと思うのであ

ります。従つて通商産業大臣におかれ

ても、将来産業政策を進められる上に

おいては、こういう小手細工の小間切

れ的なもので当面を翻壊するといふ考

え方でなく、やはりこういうような現

象がミシン、双眼鏡等に現われてくる

といふことについては、産業全体につ

いてやはり総括的に考えなければなら

ぬ問題が日本の産業界にあるといふこ

とを立証しておるのでありますから、

こういうことに陥るのであります

が、従つて自民党的考

え方からすれば、そういう点は

わが日本社会党でも同様であります

が、許されないことでありますから、

従つて十全の措置をとられなければな

らないことであります。

それから第五番の問題につきまして

も、政府が一貫して一つの考え方のも

とに産業なり経済なりのコントロール

をせられるということであれば、そこ

に体系といふものがございまして、さ

まで混亂を起さない。国民の中に十分

あります。もしこういう点があるわけで

あります。もしこういう点であるな

らば、輸出取引法なり、あるいは中小

企業だけを限定いたしますならば、中

小企業団体法の国会提案のときにも、

すでに問題にしたことあります。

この法案に踏み切られたような考え方

を全般に及ぼすといつたしますならば、

貿易全体についてやはりこういう思想

で一貫されていくことであるな

らば、また考え方は別であります。

従つて一口に申しますならば、まさに

こういふものは政府の産業経済政策に

対する根本的な考え方を転換し、そし

ていうならば牛刀をもつて鶏を裂くと

いうようなものである。こういう工合

に私は言つて間違いないと思うのであ

ります。従つて通商産業大臣におかれ

ても、将来産業政策を進められる上に

おいては、こういう小手細工の小間切

れ的なもので当面を翻壊するといふ考

え方でなく、やはりこういうような現

象がミシン、双眼鏡等に現われてくる

といふことについては、産業全体につ

いてやはり総括的に考えなければなら

ぬ問題が日本の産業界にあるといふこ

とを立証しておるのでありますから、

こういうことに陥るのであります

が、従つて自民党的考

え方からすれば、そういう点は

わが日本社会党でも同様であります

が、許されないことでありますから、

従つて十全の措置をとられなければな

らないことであります。

それから第六番の問題につきまして

も、政府は本法に対する附帯決議案

について問題になりました。そこで

私は申上げました。付帯決議案によつては、

政府は、もしこういう点で問題になつた

場合は、それを問題としないで、

その問題を解決するための措置をとら

るべきである。それで、付帯決議案によつては、

政府は、もしこういう点で問題になつた

場合は、それを問題としないで、

その問題を解決するための措置をとら

解決をお願いするといふことが、こういうふうな問題を處理しますにつきまして、一番適當な方法ではないかといふうに考えまして、こういうふうな非營利事業の販売事業もこれに含まれるといふうに考えたわけでござります。

○堀本宣賀君 ただいまそれについてお答えがございましたが、先般農林水産委員会は、当商工委員会へ、農林水産委員会における決議をいたしまして申し入れをいたしたのであります。そ

の趣旨といたしております点は三つございます。その第一は、農林水産関係物資の流通の合理化の問題でござります。

これは自分で作った品物を、最も合理的に販売しようとするこの組合共販体制の根本になりますする流通の合理化を対象としておる問題であるとい

うことがあつたわれております。第二の問題は、農林水産協同組合の本質と

いう、先ほど申し上げました一元集荷、多元販売、ことにこの完全競争の上に立つておりまする生産物を、非常

に零細な農漁家あるいは林業者が共同して販売をしようといふことなので

あります。第三番目に、現在までさ

して問題が起らなかつたことが、この法案によつてあつせん、調停をするん

だといふこと自体が決定されまることとは、いたずらな紛争を誘発するおそ

れがないか、そういう心配なのであります。すでに協同組合法によつて、ワク

協等の直接の小売におきまして、いろいろな事情もあるだらうと思いま

す。一がいに全部が悪いといふことは、とてもいえるものでないと思いま

す。ただわれわれ心配いたしましたのは、不必要に、何といいますか、諸大

な宣伝をするとか、あるいは飛び離れ

がはめられて販売が行えるといふことが規定がされてある。そしてまたそれ

らを指導いたしまするために、長い間

それらの一元集荷あるいは多元販売といふ一つの行為を長年要請してきてお

るのであります。それが大して問題に

なつておらないところへ、こういうことをきめるといふことは、私は少しく

いろいろ看過できないものがあるだらう

と思います。そういうことでございま

すので、そういうふうな、何といふ

申しておるものではございません。そ

ういうような建前から考えますと、当然これは除外して当初考へるべきでは

あります。その点はどういふふうに

お考へになりますか。

○政府委員(岩武照彦君) お話の趣旨

はよくわかれわるわかるのでございま

すが、また小売商といましても、何

でもかんでも小売商だけで小売はやる

んだといふことでは、またいろいろな

消費者側に対する影響もあるかと思いま

す。ある程度のことは、やはり質の

違ち小売行為があつて、初めて小売商

も消費者のサービスに遺憾なきを期す

といふことなど思つております。また農

度はこれは刺激にもなりましょく、

いいことだと思つております。また農

業のサーサービスに遺憾なきを期す

といふことともできますので、ある程

度はこれは消費者側に対する影響もある

といふことでもあります。ある程

あるいはその階層が一体との辺に生きるのかというようなことも考えなければならぬと思いまするので、「物品の流通秩序の適正を期する」ということの詳細について、お考えを伺いたいと

○衆議院議員(小平久雄君) 今お尋ねの点に直接お答えをいたします前に、われわれが今御指摘の点を修正いたしました趣旨を若干申し上げたいと思います。

原案におきましては、「中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、」云々ところなつております。実はこの点につきましては、農林関係の諸団体等の御意見を見を拝聴いたしました際におきましても、これでは問題の取り上げ方がありますに一方的になるんじゃないか。要するに「中小小売商の事業活動の機会を確保するため」と申しましても、従来の範囲を確保するということを考えられるし、あるいは広義に解釈しますと、従来以上に小売商が進出しようと、たとえば、従来何の問題もなく農協等がやつておった販売活動の分野にまで小売商が進出して、その機会を確保しよう、こういうときにはでも、この申し出があれば、あっせん、調停など

きわめて公平な立場で取り上げてしかるべきである。そういう見地から、審正案のように、「流通秩序の適正を期すため必要があると認めるとき」に、初めてこの問題を都道府県知事は取り上げて、あつせん、調停に乗り出す、こうしたことありまするならば、単に小売商のためとか、あるいは反対の場合もございましょうが、いざなにしても、片寄った立場ではなくて、もっぱら流通秩序の適正を期するという、そういう立場から取り上げることになつて、一番妥当であろう。そういう趣旨でこのように修正をいたしましたのであります。

そこで、御指摘のようにならば、適正を期するというが、適正といふことの限度は、一体、それぞれどういうことになるのかと、具体的な問題が起ると思いますが、しかし、この点は、ただいま企業厅長官からも説話をありましたたが、私どもといたしましても、一般的に、この限度はかくかくでありますと言ひことは、なかなかこれは実際問題としてもむずかしいのではないか、今申しましたような趣旨で問題を取り上げる限りにおきましては、その問題の起りまする地域により、あるいは、物品と申しますか、商品と申しますか、それの性質等によりましても違いますようし、あるいは、さらに大きくなれば、世の中の移り変りに従つて、だんだん、従来は適正であったことが、新しい事態におきましては必ずしも適正でないといふことも将来起りますので、具体的にかくかくの場合もありますと、かくかくの場合は適正である、かくかくの場合は適正でないと、こういうことを抽象的に今

るかどうかというふうな意味で考えます。されば、これはいろいろ小売商側あるいは反対の側から申請がありまして、も、そういうふうな事案はこれはこの法律に該当しない、あるいはするといふうこと、これはいろいろ事案によつてあるだらうと思います。いたずらに事をかまえて今まで平地であつたところに波乱を起すということは、これはこの法律の本質ではございませんので、まあ今までやつていたことはいいじゃないかといふうことであつせんまたは、調停の申請を受け付けない場合もあると思います。同時にまたこれはなるほどもつともだ、この法律の趣旨から見ても、このあつせんさん、調停に乗り出すのが適當だといふことであれば、これはこの申請を受理してあつせん、調停に乗り出す、こういうふうなことになるかと思います。

れは強制力はもちろんでございませんが、第十六条の四項等におきまして公審をして、まあいわば世論に訴えるといふことになるだらうと思ひます。これ自身としては、別段調停に従わないから云々とか、あるいは仲裁裁判みたいに、それに法規上の効力を持たせるといふことはございません。

○堀本宣實君 時間もないようでありますから、私は以上をもちまして質問を終りたいと思いますが、私の質問の中に申し上げましたように、この農林水産関係物資の流通の合理化と、農林水産業協同組合の本質というものを十分に御認識を願いまして、今後このしたずらな紛争が巻き起るようなことのないように十分に行政上の立場からもう一つお考えを願いまするよう必要を希望を申し上げておきたいと思います。

○奥むぬお君 ただいまの堀本さんの御質問に関連して一つ長官に伺いたい。今農業協同組合がみずから生産したもののを皆で出荷して、そしてこれを売りますときには、非常に安過ぎたりするところが小売商業の活動を阻害するおそれのあるというようなお話をありますし、が、それじゃそういう小売商業の事業活動が高過ぎた場合はどういうふうになさるのですか。高過ぎるといふことがありますね。そして、これだけの法律の保護をなさつても、自分がこうとうふうに高過ぎる売り方をするからお客様さんがつかない。やはりそへ流れてしまうということは、これは水が任せきにつくようなものです。そういう場合には、この法律には含まれていないけれども、あなたのお考えはどうなんですか。

○政府委員(若武照彦君)　まあ生鮮食
品関係の流通機構は私もつまびらか
にいたしませんので、あるいは間違つ
ているかもしれません。まあ大部分
の場合は、やはりそういうものは、中央
卸売市場等を通じて集団的に配給機構
に乗つておるというのが、多くの場合
が決定されるといふようなのが現在の
大きな生鮮食料品の流通機構の実情だ
ろうかと思つております。ただ御指摘
のようにいろいろこういう商品は、局
部的ないろいろな流通上の差異が出て
くるわけでござります。御指摘のよう
に、小売商側がかりにそういうふうに
高い値段でいつまでも維持していくと
いうことになりますれば、やはり生産
者側からいろいろな直営行為を誘発
するということは、これはあり得ること
とだし、またそういうことが小売商側
の営業にとっての一つの刺戟になり、
消費者に利便を与えるということは、
これはもう見逃せないところであります
。私先ほど申し上げましたように、小
売商で何でも独占して供給するとい
ふことは、これはもうとうていできるこ
とではありませんので、そういうふうに
な自分と違った小売業種が出てくると
いうことは、これはもう当然やむを得ない
ことではありますんで、そこらへんに
おもむきお君　どうもまことにあいま
いな御答弁で、私どもからそういうう
とを伺つたわけじゃないけれども、一
にかく要するにこの法律の精神とい
いものは、小売商にお客がつけばいいの
でございましょう。そろではございま
せんか。いかがなんですか。

○政府委員(岩武照彦君) この法律は第一条の目的にござりまするようになります。小売商を特に振興しようということよりも、小売商に仕事の機会を与えるよう、そしてこの小売商の正常な秩序を阻害する要因を除去しようという、いわば抽象的なものであります。小売商業者がどういうふうにしたら自分の店の発展をはかれるか、あるいはお客様にサービスができるかということは、直接この法律は目的としておりません。いわば自分と質の違つた競争者の間の問題を調整しようというのがこの法律でございます。

○奥むめお君 しかしそれを調整するというその精神は、小売商の事業が發展して拡大して客がたくさんつくよりほかに発展の道はないのじやないですか。

○政府委員(岩武照彦君) その前に、自分が今までの商売をしているのを、それを奪われるという問題をこの法律で解決しようというわけでござります。

○奥むめお君 この法律の文句はそろそろですよ。精神はどうですか。精神はそうじゃないのですか。よそにとられているのをとられないようにして小売商の方に来させすればいいのです。

○政府委員(岩武照彦君) 積極的に、その異質の小売り行為を行なつているもののお客までとつて「よう」という字でにはいつております。そういうふうに考へて、むしろ小売商自身が自分の業界の発展なり、積極的なあるいはお客様の手引、あるいはサービスの提供等を通じて成果を上げると思つております。われわれの指導方針も、あるいは育

業組合あるいは個々の商店業組合あるいは個々の店舗の改造とか、あるいは金融の調整というような形で、その発展をはかるわけでございます。この法律はただそういうふうな途上におきます何と申しますか、今までの地盤、今奪われようというようなものに対する調整を考えているわけであります。

○奥むめお君 前回の委員会の質問におきまして、生活協同組合の員外販売をお委員から非常にきびしく指摘されています。厚生省の社会局の方だれかおりません。厚生省の社会局の方だれか来ておりませんか。

○委員長(田畠金光君) 中村生活課長が説明員としてきております。

○奥むめお君 どれくらい員外販売があるのですか、あなたの方の調査で。

○説明員(中村一成君) ただいま消費生活協同組合法の規定に基きまして員外利用が認められておりますものが百二十四組合でござります。これは昭和三十一年の調査であります。

○奥むめお君 それでおよそあなたの方の分で大体どのくらい員外販売があると思つていらっしゃるか、そういうことはお調べでないのですね。

○説明員(中村一成君) 員外利用の利用高で申し上げますといふと、員外利用を許可されてやつておるもののが〇・五%でございます。

○奥むめお君 長官に伺いますが、由小企業庁としてはどれくらいに踏んでいらっしゃいますか、生活協同組合の員外販売といふのは。

○政府委員(岩武照善君) 全体を通じてのそういうふうな統計は持っております。ただ個々の組合におきまつて、員外利用あるいは廉価販売あるいは販売店の位置等によりまして、

○奥むめお君　どの程度にあなたの方の調査はなつておるのですか。

○政府委員(岩武照彦君)　どの程度といつて数字的に申し上げるような比率じやございません。むしろこの県では、こういう組合はいろいろふらな問題を起しておる、あの県ではあの組合ではこういうふうな問題を起しているということをわれわれは調べております。

○奥むめお君　私は中小企業庁の方へそういう資料を要求しております。ところが私の方に来ました資料といふものにはそういうことを書いてありますませんですね。今の御答弁によりますと、これだけ員外販売が問題になつていて、そんな不的確なつかまえどころのない資料で、員外販売を云々するということはできるのでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君)　員外販売の問題は数字で私は議論すべきものではないと思つております。個々の組合によりまして非常に事情が違いますので、またそのやり方によりましていろいろあると思います。またその土地の小売の販売高、ほかから見ますると、消費購買力の関係がござりまするので、奥委員はどういう資料を御要求になつたか知りませんけれども、具体的な組合の問題としてわれわれ各地から報告をとつております。

○奥むめお君　これは私ども非常に同心を寄せますから、あなたの方にあつて生協の員外利用についての資料をなつたが知りませんけれども、たけ全部見せていただきたい。これは私の勉強のためにも必要であるし、かがですか。

○奥むめお君 さあすれば、ちゃんと入れます。

○奥むめお君 それからこの前の委員会のときに、生協は非常に政府から優待されているように、特別に税金関係その他で保護を受けておるようだに発言がありました。それで、長官もそのふうにお考えござりますか、あのときおいでになつたと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 私はこれについては法律上はつきりしておりますので、そのことを衆議院で申し上げました。

○奥むめお君 ちょっととそのことを説明していただきたい、あなたのお知りになつてあることを。

○政府委員(岩武照彦君) 税制上の問題でございましてするが、まず法人税でございます。これは御承知のように、一般法人では課税所得二百万円までは三%の税率、二百万円を越えます分につきましては三八%となつておりますが、生協は特別法人扱いとして二八%になつております。

○奥むめお君 それは生協だけですか。

○政府委員(岩武照彦君) 特別法人申上げましたのはその意味でござります。生協以外に特別法人として法稅法に列挙されているこういふような団体でございます。

○政府委員(岩武照彦君) それから事業税でございますが、般法人は、これは課税所得でございますが、五十万円以下八%、五十万円をこえて百万円以下までが一〇%、一千万円以上が一二%、これは今度の国で何らか軽減措置がとられておりませんので、あるいはその税率は若干軽減していると思います。生協は八

となつております。これのこまかいくことは存じませんが、課税標準について特例があるようござります。それから事業所得についての課税でござります。法人税は出資総額の四分の一までは非課税になつてゐる。それから印紙で税でござりますが、これは生協の発行している出資証書、預金通帳、貯金通帳、積金通帳につきましては免稅です。それから登録税でござりますが、これは生協法に基きましてなす登記につきましては免稅にされている。それから固定資産税、不動産取得税、これは生活協同組合が經營いたします病院、診療所の用に供する固定資産、不動産、これは若干の範囲について課税の特例があります。それから都道府県民税、市町村民税につきましては、生協のうち政令の定めるものにつきましては免稅になつております。これは何か事業開始年度の特例のようであります。

○奥むめお君 それでは最後の修正をお作りになつた方にお伺いしたいのですが、付則の第十二条に「厚生大臣及び通産大臣は、必要があると認めるときは、」とありますけれども、これは通産大臣がどうして加わらなければならないとお考えになりましたか。

○衆議院議員(松平忠久君) 実は原案の十五条にあつせん、調停の規定がござります。それからさらになつせん、は、十八条に大臣の勧告というのがござります。そこでこの法律の大体の目的とするところが、そういう紛争をな

るべくうまく解決していくところといふことに政府原案の十五条から十八条まで規定されているわけでございます。その中で厚生大臣と通産大臣と協議をしてなければならない規定が原案に入つて参りますと、紛争というものが起るということは結局小売商と生協との間に、いわゆる員外利用というものにからんで起るわけであつて、その紛争の形態というものは小売商の方から出される、こういうふうに類推できるわけであります。そういたしますと、その点においてつまり小売商の立場を守るものは通産大臣であるということになりますから、そのための紛争自体も通産大臣がそれに若干関与をするとることは当然ではなかろうか。従つて政府原案十八条の、通産大臣と厚生大臣は勧告する場合には、おのれの協議をしていかなければならぬということことは、その紛争の本質そのものからいえば当然ではなかろうか。こういうふうに考えておつたわけであります。従いましてこの修正案の付則の中の生協組合法の十二条の三項以下に、六項いたしまして掲げましたこの修正案の内容にいたしましても、以上申し上げましたように員外利用ということから起る紛争があるのでというわけで、第五項以下のつまり組合員以外の者に物品を供給する場合には、その掲示なりなんなりをさせるとか、あるいは組合員証の証明書を持たせるというようなことを、結局そういう紛争を避けるために持たせるということにも相なります。従つてその意味においては若干小売商の立場といふものも考慮をしなければならない規定が原案に入つてゐるわけでございます。ところで私どもいろいろ実際の状態というものを見て参りますと、紛争というものが起るということは結局小売商と生協との間に、いわゆる員外利用というものにからんで起るわけであつて、その紛争の形態といふものは小売商の方から出される、こういうふうに類推できるわけであります。そういたしますと、その点においてつまり小売商の立場を守るものは通産大臣であるということでありますから、そのための紛争自体も通産大臣がそれに若干関与をするとすることは当然ではなかろうか。従つて政府原案十八条の、通産大臣と厚生大臣は勧告する場合には、おのれの協議をしていかなければならぬということことは、その紛争の本質そのものからいえば当然ではなかろうか。こういうふうに考えておつたわけであります。従いましてこの修正案の付則の中の生協組合法の十二条の三項以下に、六項いたしまして掲げましたこの修正案の内容にいたしましても、以上申し上げましたように員外利用ということから起る紛争があるのでというわけで、第五項以下のつまり組合員以外の者に物品を供給する場合には、その掲示なりなんなりをさせるとか、あるいは組合員証の証明書を持たせるというようなことを、結局そういう紛争を避けるために持たせるということにも相なります。従つてその意味においては若干小

ればならぬのじやなかろうか。こういふうに考えまして、厚生大臣及び通産大臣は、というのは厚生大臣と通産大臣がおのおの協議をしていく。そして両大臣の連名で都道府県知事に対して、必要があると認めるときは第五項の措置をとれということを指示することができる、こういふように規定したわけであります。結論的に申し上げまして、小売商の保護ということを考える場合には、やはりこの程度の通産大臣の閑与権と申しますか、それも厚生大臣と協議をしながらの閑与権といふものは、小売商の立場からも必要ではなかろうかと、こういうことで以上のような修正案になつたわけであります。

対でござります。しかしこの母法自体には実は今まで員外利用といふものに付する基準といふもののがなかつた。基準がなかつたがためにいわば地域的に若干のトラブルといふものがあつたのではないかどうか。この基準といふものは今申しました通達によつて基準ができているのであつて、法律自体には旨ざいません。そこで今回は政府原案の第三条にありますように、それを母法の付則の第三項の次に第四項といふものに入れまして、そうして著しい影響を与えてはならないということにいたしましたわけであります。それが一種の基準と申しますがそういうことになるのじやなかろうか。こういうふうに私どもは考えておるわけであります。そういうことで員外利用は美は原則として認めではならない、というものが消費生活協同組合法の規定であつたわけであつて、例外的に員外利用を認める。しかしその例外的といふのは、今申しました、従来は通達で出ておつたが、今度はこういう一つの基準のようなものができた。そこでなおはつきりするのじやなかろうか。こういうふうに思つておるわけでございます。

○豊田雅孝君 伺いたいまず一点は、政令で指定する市、それから政令で定める物品、これは明らかになつておるものでありますようか、その点ちょっとお尋ねしたい。

○衆議院議員(松平忠久君) 何条の場合でしようか。

○豊田雅孝君 第二条。

ますところは五大市が一応確定的でございますが、そのほかに札幌市をどうするかといふような問題、あるいは五大市周辺の市をどうするかという問題、この辺もあわせて検討したいと思つております。

商品の方は、これはまあ小売市場と申しますものは、生鮮食料品といらぬのを売つておりまする集団店舗の意味でございまするから、従つて生鮮食料品の中を要するに魚と肉と野菜、この辺を大体指定する考え方であります。

○豊田雅喜君 そろすると雑貨などは考えておらぬわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) 雑貨がなければ小売市場という概念に当らないと いうふうには考えておりません。

○豊田雅喜君 やはりこの小売市場の形態からいと、雑貨も入れるのが私は適当だと思いますが、しかしここでは議論はいたしませんが、政務次官にこの際希望を申しておきたいと思うのであります。が、将来法律案を作られるときには、政令で定める事項はもう初めから当然明らかにして、それを資料として同時に配りになるように、この点は審議の実体に影響いたしますし、今後通産省として厳にそれを励行していただきたいと思うのです。これについて御意見はいかがでありますようか。

○政府委員(大島秀一君) まことにございましたが、その御趣旨に沿うように今後努力いたす覚悟でございますから、御承願いたいと思います。

○豊田雅喜君 次にお尋ねいたしたいと思いますのは、第五条第一項第一号で「小売市場が開設されることにより」

云々という規定がありますが、それから
さらに第十五条の第四号には小売市
場開設者という文字も使用されておる
のであります。こういう点から考へると、小売市場の開設者という意味を許
可制に引っかけていくということですが、
直截簡明でいいだらうと思うのであります
が、こういういき方をせられな
かつた理由はどこにあるのであります
か、その点をお伺いいたします。
○衆議院議員(小平久雄君) 御趣旨が
実はよくわからなかつたのであります
が、この趣旨は、要するに建物を作り
まして、それからそれを分譲する場合
及び貸付をする場合、しかもそれが先
ほど御質問のありました指定の商品の
うちのどれかを含む、しかも十店舗以
上であります。そういうふうにする
ために分譲しあるいは貸し付ける、こ
ういう場合に許可が必要ると、こうい
う建前をとつたわけであります。

ら第十五條第四号に小売市場開設者と
いう文句をはつきり使っておるのです
から、そういう点からいと、開設の
定義というものが不明確になるとい
うことはないじゃないか、ないからこ
そ開設者という言葉を使い、また開設
によつて中小小売商に影響を与える云
云ということになつておるのであります
すから、開設それ自体の行為を許可制
にひつかることの方が、中小小売商
を保護しようといふような建前からい
うと、もつと簡単明白でいいんじやな
いかといふうに思つのであります
が、それを特に避けられたといふ理由
はどこにあるのかと、こういう意味で
あります。

に入りまするたな子にとつても、いわば親切な措置あるいは有効な措置じきないかといふうに考えました。一番最初から、この建築自体を押さえればいいじゃないかといふうに考えました。この関係もございまして、ああいうふうな建物をございまするから、一定の形と大きさをもつておりまする建物で、これが果して最終的に小売市場になるかどうかといふことは、これまた予測を許しません。法律の技術としても、そこまでいわゆる前の段階から規制するというのも、やや行き過ぎの感もございまして、結局規制としてはいわば法律行為でありまする貸付、譲渡の段階で押える。それから五条の方は、これはそういう許可が与えられたとして現実に小売市場が開かれたときになつて、どういう影響が与えられるだらうかということを考えて、行政方は処分をしろといふことでありまするが、まあこの辺は実際の法規のいわば技術的の問題といふうに御了承願いたいと思います。

う、そこに形式的なことがあれば規制を受ける、それからそういうことがなくて直営で、もうすつかり同様なことをやるといふものには、何ら規制が及ばぬといふのは非常に実質的にアンバランスであります、手落ちじゃないかと思う。従つて、私は何びとといえども、小売市場形態のものを開設しようといふときには、開設という事実を許可申請に引っかけていくべきじゃないかとう主張なんであります、これに対してのお考はいかがござりますか。

○衆議院議員（小平久雄君） 実はその点も衆議院の段階におきましても論議されたのであります、現在問題になつております市場を見ますと、大体問題の所在というものが、不当に高く譲渡をいたしましたりあるいは不当な賃貸料をとつて貸付をいたしましたり、またそういうことが原因になつてそこに開かれる小売商がまた不当な競争をやるといふような実例が大体大半分を占めている。みずから直営であつておる市場といふものはあまりないといふにわれわれは聞いたわけではあります。そういう点も考慮いたしまして、だいま御指摘のようないわば抜け穴のことのあることは、われわれも実は承知をいたしておりますのでありますが、かりにそういう直営の場合に問題がおきたといたしますならば、この十五条冬の方のあせんまたは調停、この方である程度いけるのじやなかろうか、ということでおおきな面積の通り場そのものを真正面から規制するといふ点は抜けておると、さようになつておるわけであります。

○豊田雅孝君 不満ではあります、第十五条のあせん、調停によつて、

これをカバーし、その適正なる結論を出していくと言わることでありますから、一応その点については質問を終りますが、同様な立場にあるスター・マーケットについても、これは第十五条のあつせん、調停の対象にして、行き過ぎのものについては適当に処置をするというふうにお考えでありますようが、その点をお尋ねいたします。

○衆議院議員(小平久雄君) 御指摘の通り、スーパー・マーケットの場合には、第十五条であつせんないし調停でやるわけであります。いわゆるスーパー・マーケットが、政令で定める先ほどの指定の商品を大体充てておらぬ、こういう建前でありますので、市場の概念でなく十五条の方のあつせん、調停と、こういう意味であります。

○豊田雅喜君 次には第十五条の修正点の問題でありますが、さきもすでに同僚委員から触れられたのでありますけれども、「中小売商の事業活動の機会を確保する」というのを「物品の流通秩序の適正を期する」というふうに改められたわけでありますが、観念はなかなか不明確により一そくなつたのじやないかといふ私は感じを持つております。そこで第一条を見ますと、この法律は「小売商の事業活動の機会を適正に確保し」という文句を使用して、この点には修正をしておられたのですが、改められたら、問題はなかつたのじやないかといふふうに思うのであります。この文句それ自身そのまま取り入れられて、中小売商の事業活動の機会を適正に確保するというふうに改められたら、問題はなかつたのじやないかといふふうに思うのであります。その相違をどういうふうに判断せられ、「物品の流通秩序の適

正」というようなことにせられたのであります。この点をお尋ねしておきたいと思います。

○衆議院議員(小平久雄君)

お説ご

もつともと思うのでありますが、先ほどもやつと申しましたように、要するにこの点は問題の取り上げ方と申しますが、どういう場合に問題を取り上げるかという基準を示しておると思うのであります、「小売商の事業活動の機会を適正に確保し」というふうに第一条にはうたつてございますが、いわば農協の本質から申して適正である場合においても、また逆に小売商との関係においては紛争を起すという場合もありますかと思ひます。そういう非常に何と申しましようか、いわば違った経営体の接触点のようなものでありますので、そこを調整するといふことではありますので、小売商の機会を確保する、たとえば適正にという文字を入れるにいたしましても、そらするところによつてあまり取り上げるときから小売商のためだと、こういう印象をどうも与えることはいかがかと、そこで、はなはだばく然として抽象的とわれわれ自身も考へるのであります。いずれの立場よりも重しとすると、いざれの立場よりも重しとすることは、お互いに紛争のある当事者にとって公平な立場から取り上げると、こういう立場をより重く見まして、このよくな表現にいたしたわけであります。

○豊田雅琴君 考え方の出発点は了解いたしましたが、考え方の始まりはそ

れかもしませんが、最後の結論とし

ては中小小売商のせめて正常な秩序とし

維持確保するというために、あつせん、

ますが、どういう場合に問題を取り上

げるかという場合に問題を取り上

げるか、その点をお尋ねしておきたいと思

います。

○衆議院議員(小平久雄君)

大体は御

指摘のようになると思うのであります

が、先ほども申しましたように、中小

の小売商の立場からいつて、適正な活

動分野といふものと、農協なら農協と

いうもののまた適正な分野といふもの

とが場合によりますとかみ合う、こう

いう場合もあるいはあるかもわからぬ

と思うのであります、従つてそういう

う両者とも適正な事業活動をやりなが

らかみ合うといふような場合は、それ

がやはりあつせんなり調停なりによつ

て、ケース、ケースに従つた常識上妥當

な案を出してもらわなければならぬだ

らうと思いますので、中小小売商の適

正な活動分野といふことにあまり……

決してあつせん、調停といふことにも

ならぬかと思ひますので、その辺はケ

ース、ケースによつて判断願うよりいた

し方がないのじやないかと思ひます。

○豊田雅琴君 お話を聞いております

と、だんだんはつきりしなくなつてく

るのあります。大いにこの際まだ追

及したいと思いますが、時間の都合が

ありますので、追及はこの程度にいた

ますが、そのかわり私の方で質問し

ておる意味、それからまたこの立法の

趣旨は十分おわかりだと思いますの

で、仮作つて魂の入らぬよくな運用に

ならないように、その点は立法趣旨に

は、先ほど豊田先生の御指摘のよくな

るようにしてもらいたいと思うので

ります。この点について御所見を通す

う色合いが第三号の農協の場合と比べ

ますならば、より濃厚に当然これは運

用上は私は出でしかるべきだ、かよう

に私ども考えております。

○豊田雅琴君 もう一点通産大臣に一

つお尋ねしたいのですが、政務

次官にこの際あわせて承わっておきた

のであります、百貨店の月賦販売

が、龍頭蛇尾で一向結果がはつきりし

ておらぬようあります。これについ

の方のことも十分考慮して、そしてその中から小売というのが健全な経営が成り立つようになることが、やはりこれが政治だろうと私どもは考えておるわけなんでありまして、もちろんなかなかむずかしい問題ではありますけれども、小売商の健全な経営を考えながら一面にやはり消費者の立場を十分考慮いたしまして、経済上大へんな迷惑のこうむらないように措置を講じて、くといふことが、私たちの基本的な考え方であります。御趣旨違いかもわからりませんが……。

○奥むねお君　ではこの法案の中のどこに消費者の立場を考えてありますか、どうぞ教えて下さい。この法案の中のどこに消費者の立場を考えてありますか。

○政府委員(岩武照彦君)　ただいま政務次官が申し上げました意味は、先ほど来私が申し上げたと大体同じことでございまして、消費者を積極的に保護するということではございませんが、たとえばこれまで問題にしておりまするのは購買会、消費生協のこれは員外利用のものであります。消費生協等においてましても組合員に対します供給あるいは組合員をふやすことにつきましては、これはこの法律の關係したことではありません。いろいろ消費者といふことを押えていて、決してわれわれはそういうふうな消費者側の選択という物を買うちり、そこはいろいろあるわけでございまして、あるいは組合員となつてその消費生活協同組合の施設を利用するなり、あるいはまた小売商の方のことを押えているわけではございません。農協その他のあれについても同様

問題も同様でござります。これは行き過ぎがござります。されば非常に大変相手であります。消費者の立場が、何とか調整でき連の立法の考え方です。それはしゃつたこと、なことをおつです。それで、中途でござつていて、高崎さんなことです。そういう話をした上で、費者の立場をもう時代の動きを知つてゐるのですよ。かつていらつと弁をして下すへからります。その中が忙しくなると、たとえ自分で買うのでも、見せなければいけません。あんどくうと、いうふて消費者を圧迫する法律は。こういふことをするといふ名前で、小売商とくようとするの

スーパー・マーケットの
ございます。要するにこと
を押さえようということです
が、本のあれで困つた競争
けれども、さりとて消
ござりますから、両方が一
であるようにといふのが一
え方でござります。

私今政務次官のおつ
先ほどの御答弁を伺つ
人臣もおそらく同じよう
しゃつただろうと思ふ
この間の委員会が済ん
どいものを、時代を
のままにかぎりましてそろ
ひたと思います。私ら
だから政務次官もわ
せらなければならぬとい
しゃるからああいう御答
は生活協同組合から物
ちゃんとししたるし
ちやんといふことは、もうス
トにちやんも切りかえ
るときに、わざわざそち
はよろしいのですけれど
くさい法律を今さら作つ
迫するのですよ、この法
は裏と表なんですよ。
うことは小売商を保護
則はよろしいのですけれど
のによそへ行くのはなぜ
つければいいのです。つ

かということを考えなければならぬのですね。私はこういう問題を前に申し上げておるのでござりますけれどもね。いかがでござりますか、通産省として。これは通産省は商業活動、工業活動の保護育成に当る役所でありますから、設置法を読んでみますと、しかし、日本の今の行政面からいいますと、一番大事なもので一番これから考えなければならない、物を買う消費者の立場というものを、やはりこれは業者を立てていくためには、作る人を売る人も立てていくためには、やはり買う人とこれは一体にしなければならないのですよ。だから買う人の方をまた育成保護する、別な協同組合から買うとか、購買会から買うとか申しませんですよ、何でも一番いいところから買いたいというのが、買う一般のお客さんの心なんですから、だからその人たちの気持を汲むあるいはそれを育てていくといふような一つの措置をとりになる意思を私は持つてほしいと思うのですが、おどりになる計画を持ちたいだきたいと思うのです。これは日本だけがそういう消費者の問題を教育したり指導したり、あるいはその声を大いに伸ばすような措置をとらない。日本だけですね、私の少い勉強の何でございますけれども、おそらく通産省もそういう問題を持ちたるべきだと思いますが、いかがでございましょう。

○奥むめお君　その問題はもうこれでよろしくうながします。その買ひ物をする方の利益を守るということですね商業者も含めて、農協も含めて、すべての販売事業を含めて、生協も購買会も含めるし、農協も含めて、そういう視点から政策を進めていくという必要をお感じになりませんかというのです。

○政府委員(大島秀一君)　必要を感じないかと言われますと感じます。ただやはり小売商を健全にし生産者を健全に育成することが、やっぱり購買者が安いものを便利に買えることのできる結果となると思うのですが、実際問題といたしまして、であってますので、今ここでどのようなことをして消費者を擁護したらよろしいかということにつきまして、まあ正直の評価私は今のところ思いつきませんので、いずれかの機会に一つ奥先生からお話を願つて改善させていただきたいと思います。

○阿部竹松君　二、三お尋ねいたしましたが、衆議院からおいでになつた小平先生と松平先生にお尋ねいたします。衆議院では、本法案は相當慎重に長時間時間をかけられて御論議願つて、私は全文を読みましたので、衆議院院内に提出してはめずらしいほど真剣にやつた法案ですとバナナのたたき売りみたいて上げるのですが、本法案は衆議院にとってもめずらしいほど真剣にやつたことについては深く感謝をするわけです。その内容等についてはもう十分わかりましたのでお尋ねいたしませんけれども、ただ御承知の通り、社会党からおどり業調整法案というのを出しておりま

て、あなたの方の方で本法案が委員会にかかるたとえば、参考意見をありました。私が各地を歩いたりあるいはこちらで、ねしたはずです。その参考人の多数の者はやはり商業調整法案がよろしいといふような参考意見をありました。私が法案と社会党の商業調整法案どちらがよろしいか、という話をしたところ政府が今回出された小売商業特別措置法案と社会党の商業調整法案の方がよろしいという人が、社会党とか自民党とか抜きにして非常に多かつたわけです。しかし今回のこの案には、修が、それは社会党の商業調整法案の方がよろしいという人が、社会党とか自民党とか抜きにしてようけれども、社会党の商業調整法案が入っていない。そうしますると、世論はやはり相当商業調整法案に魅力を持ち支持していただいた言できぬでしようけれども、社会党の商業調整法案が入っていない。そうしますが、正の場合に入られられておらないとは断言できませんけれども、社会党の商業調整法案はやはり非常に残念に思うわけですが、どうして全然無視されたかということを私は非常に残念に思つまけです。従つてそういう点、これはまあ小委員会で御論議されたので、ここで御解説ができないればやむを得ませんけれども、もしできれば両先生からお尋ねをまずいたしたいというふうに考えます。

りますが、今御指摘のように、まあ必ずしも全部の方が調整法案の方がよろしいと、こう言われたわけでもないのです。ただ内容によってて、あるいはお述べになる参考人の立場によつてやはりそれぞれ御主張は違つたようあります。ただ概略的に申しますと、特にこの小売商の方々の意見等からいたしますならば、生協あるいは購買会の規制、こういう関係はむしろ政府案の方がよろしいと、これは小売商の立場からのことを今申しておるのであります。が、購買会ないしは生協関係は政府案の方がよろしいと、それから市場の規制の問題は、どうも政府の原案というものはあまり回りくどい規制であつて、また譲渡の場合等は抜けておりましたし、そういう関係でどうもこれは徹底を欠くということ。それがらメーカーないしは卸業者の小売兼商業、これはまあ社会党の方は許可制になつておりますして、そういう点は確かには調整法案の方がよろしいといふような御意見が、小売商の側からはありました。これらを大体そいつた御意見のようにわれわれは耳聴いたいたのでござりますが、あるいはまた逆に、生協の側の方、あるいは消費者代表と称せらるる方々等は、もちろんこの生協の規制などにつきましては御異論もありましたし、それからそういう立場では社会党案の方がよろしいと、こういふ逆のお説があつたことも、これも事実であります。しかし、それらのいろいろな説がありましたが、われわれとしましては、ここに松平君がいきますと、先ほど申します通り、大部

分は懇談の形式によつておりますが、それいろいろな御意見を十分参考にすることももちろんのこと、さらに根本的には社会党の調整法案及び政府の特別措置法案、これらを基礎にして何とか両党で話し合ひをいたして、また特に現在のこの情勢に照らしましてこの法案をこの国会でぜひ上げたい、特にまあ長くかかるつてはる法案でありますからして、両者の主張をできるだけ妥協、というと語弊があるかもわかりませんが、折衷と申しますか、いいところをお互い取りながら修正案を作ることに努力いたしましたのであります。私どもとしましては社会党の調整法案のいいところも十分一部分とはあるいは言えないかもしませんが、できるだけ取り入れたつもりでわれわれはいるわけなんであります。

○衆議院議員(松平忠久君)　ただいま阿部委員の御質問に対しまして、若干私ども共同修正した一人といたしまして御説明を申し上げたいと存じます。

まず、この両案を比べてどちらかといふことについてのただいま阿部委員のお話がありましたが、われわれといなしましては、小売商と他の小売行為を行なつている方々との間の調整をどういうふうにするかということに主眼を置いておいて、われわれは法案を作つたわけであり、また今回の修正の方向といつてしましても、そういうような方向に沿つて修正をし、こういうふうに考えたのであります。ところで小売商は現在非常な過当競争が行われております。昭和二十三年以来の統計によりましても、大体三倍ぐらいに人口がふえてしまつておる。今や農村の潜在失業者というよりも、小売商の潜在失業

者といらうのが非常にあえてしまつて、という現象があるわけであります。そこで約一千万人の家族を含めての小売業者といふものが、やはり日本の政治の対象といたしまして、これをどういふうにしていけばいいかということになるとえずの措置としては、何かほんとの圧迫といいますか、そういうものとの調整を考える必要がある。その場合に上からの圧迫と横の圧迫と二つあるわけであります。私どもとしてはなるべくこの上からくる圧迫と、うものを、小売商の段階においては陆上でいかなきやならぬじやないか、こういうことに重きを置いておつたわはであります、政府案は上からの圧迫といふものに対しても、これを規制しないといら原案であります。そこでまずメーカー並びに小売商、卸売業者等が乱売をやつております。たとえば居屋のことは非常な問屋の乱売で困っているわけであります。大阪、東京で神田付近がその中心地であるようになりますが、ある特定の業種により、ある特定の地域においてはかなりそういう現象が行われておるというようなことで、メーカー並びに卸売業者の小売への進出に対する規制ということを強く主張したのであります。ところが当時の小委員会等におきましての議論は、メーカー並びに卸売業者がどの程度、どの範囲で乱売行為を行なつておるのか、政府自身にも実際的確な資料がない。そこでどの業種をどの地域で政令によって許可制をしくかということに対しても準備期間が必要である。そのためにはまず実態を調査しなければならない、実態を調査するには、とりあえずやはりこれらのメーカー並びに卸売業者といふうの現象があるわけであります。

業者の小売への進出という場合においては、特定の地域、特定の品目について届出制をして、そしてそれによって実態を把握することから考えていかなければならぬといふような主張が、小委員会等において自民党の方々から繰り返して申されました。そこでこの点においては、しかば実態を調査しておればならぬといふような主張が、小売業者等において自民党の方々から繰り返して申されました。そこでこの点においては、これを許可制をしくといふ含みを私どもとしては残しまして、一段階としてこれは届出制をする、いうことになつたわけであります。それからもう一つの点は政府原案五条以下十八条までの、いわゆる給付金に関するあつせん、調停または勧告手段でありますけれども、これはわれわれの考え方としては、商業調整法案等もありましたが、審議会制度といふのを常設していく必要があるのみならず、審議会といふものは、消費者の代表をも加えて消費者の意見をここへやはり反映させる、そういうき方が必要ではなからうか、こういう考え方で審議会にはそれぞれの分野に応じまして委員を選定する。しかしそれはただ単に調停、あつせんというようなことだけではなくて、やはり意見具申をしていく必要があるのでなかろうか。ちょうどこの農業方面には農業委員会といふような制度がありますし、労働問題には労働委員会といふような制度もあります。そこでもそういうような意味も含めて、商業活動といふものに対しては、それを適正化していく。しかもその場合には消費者にとっても適正化して、商業活動を設ける必要があるということを、強く主張しておったわけで

あります。ところが政府原案にはそれがなかつた。ところがこの審議会をかけると言つても、都道府県に主とし設けるわけでありますから、都道府に対しても予算的措置をしなければいけられない。そこで自治庁長官の方意見として、通産省が予算的措置があるならばいいけれども、さもなければそんなものは困るというような意見自治庁からはあつたやに、私どもはしているわけであります。実際また、自治の関係でどうしてもそれはできない治庁の方に来てもらいまして聞いたりも、そういう意見を申しているのであります。そこで政府自体としては、予議院の段階では付帯決議ということをしましたので、この審議会の常設ということは、修正案の中から私どもはござれました。しかしながら私ほど申がなかつたのですが、付帯決議を付なかつた。しかし、ただし先ほど申考えましたが、それを実際は別に意たように、この審議会の設置ということは、通産省、政府自体も全然氣のいことはない、予算がありさえすればやりたいという意見がありましたのに、実はそのままにしたと、こういういきつがあつたわけです。なおほかの点はただいま小平委員が御明申し上げた通りであります。なお若干補足を申し上げます。

りもらしに本わ 上記てきではなこしき味をあれりの算あて自國かはあの設置て設

すで、どうもこれは小平先生が昨年も商工委員長をやつておられて、ここへ来て団体法であなたと大いに論争して、またきょうここであなたとやるのは本意じゃないのですが、しかし去年も団体法のときに、この法律さえでき上れば、日本國中の中小企業が助かるとまではあなたはおつしやらなかつたけれども、相当あなたは宣伝これ努めたはずですよ。しかしその三ヶ月もたたぬうちに、この法律はどうもさつぱり骨もない肉もない、何とか条文を変えてしまつたような気がする。なぜならば一番一生けんめいにやつてやつた時の通商産業政務次官の白浜さんにしたつて、小笠公韶さんにしたつて皆落選してしまつて、これはいい例ですよ。従つてあれと同じで、今度のこの法案も最前畠田先生が仏作つて魂入れずといふ例を引いておつしやられたけれども、どうもそのような気がするのですね。この法律を作つて、とにかく日本國中の小売業者が困つてたから、そつとして集まつてそこへワクをはめて、そこへ小売業者よりまだ弱い消費者が、一人五十円出すか百円出すかは別として何がしかの株を買つて、生活協同組合を作つて、他から買つて、生活協同組合を作つておつて、松平先生のおつしやつたように、上からくる大メーカー、大製造業者、大企業の圧迫を押さえようなんていふことは、どこにも書いてないでしよう。あつたら参考のために承わりたいが、小売業者のほんとうに振興力を助け

るといふことになれば、やはり上の方

からくる縦の圧迫をどこで押えるかと

いうことが必要だと思う。单なるお互

い十人なら十人で、一升ますに十人入

れてお前一合ずつ販売せよといふこと

で、上からどんどん仕入れ先を、本家本元を押えなければ、これは問題にならぬ気がするのですが、それはどこか

にありますか。

○衆議院議員(小平久雄君) 御指摘の後段から御答弁申し上げますが、先ほどもちよつと申しましたが、製造業者あるいは小売業者の小売商の兼業の問題であります、これにつきましては

松平君からも先ほどお話をございました。衆議院のこの小委員会での論議の

ところの方が、むしろ今の段階としては適切ではなかろうか。もしそこに何らかのトラブルが起るならば、十五条によると、こういうことで許可制にするといふことは、なるべく兼業はさせない

方向での許可制という御意味だらうと思ひます。ただこの兼業は許可制に

する、こういうことで許可制にするといふことは、なるべく兼業はさせない

方向での許可制という御意味だらうと思ひます。

○政府委員(岩武照憲君) 消費生協の問題につきまして、通産省が横あいから云々といふような御質問がございま

したが、これはそういうことじやございませんで、消費生協が組合員に対する各種の供給あるいは利用事業を行わせる分には、これは通産省として云々

いうことを申し上げる筋合いでないと思つております。ただ貿易利用の問題につきまして、いろいろと小売商の問題と摩擦が起るということになり

ますと、これは小売業の関係のめんどうを見ておりますのは中小企業庁でござりまするが、そういう点から両方の調整をはからうといふふうに法案の仕組みはできております。

なお、御質問がございしました購買会

るといふことになれば、やはり上の方いろいろことやら、あるいはこの地域的の関係等においても、これが一律にいい悪い行がだいぶおくれておるということはあります。そういういろいろの事情を勘案いたしまして、どうも直ちにこれを許可制に持つていくということはどうか。要するに兼業といふものがいいか悪いかはどうも所と時期とによる、また商品によりこれもきわめて千差万別であります。そういう点から考えまして一拳に許可制にくよりも、むしろそういう事態の実体をとらえるといふことの方が、むしろ今の段階としては適切ではなかろうか。もしそこに何らかのトラブルが起るならば、十五条によると、こういうところで、両党での話し合いの結果そこに結論がいきまして、このよな修正に相なつたわけ

です。それから消費者の立場といふことが非常に強調された御趣旨の御質問もございまして、とにかく日本國中の小売業者が困つてたから、そつとして集まつてそこへワクをはめて、そこへ小売業者よりまだ弱い消費者が、一人五十円出すか百円出すかは別として何がしかの株を買つて、生活協同組合を作つて、他から買つて、生活協同組合を作つておつて、松平先生のおつしやつたように、上からくる大メーカー、大製造業者、大企業の圧迫を押さえようなんていふことは、どこにも書いてないでしよう。あつたら参考のために承わりたいが、小売業者のほんとうに振興力を助け

るといふことになれば、やはり上の方からくる縦の圧迫をどこで押えるかと

いうことが必要だと思う。单なるお互

い十人なら十人で、一升ますに十人入

れてお前一合ずつ販売せよといふこと

で、上からどんどん仕入れ先を、本家本元を押えなければ、これは問題にならぬ気がするのですが、それはどこか

にありますか。

○衆議院議員(小平久雄君) 御指摘の後段から御答弁申し上げますが、先ほどもちよつと申しましたが、製造業者あるいは小売業者の小売商の兼業の問題であります、これにつきましては

松平君からも先ほどお話をございました。衆議院のこの小委員会での論議の

ところの方が、むしろ今の段階としては適切ではなかろうか。もしそこに何らかのトラブルが起るならば、十五条によると、こういうところで、両党での話し合いの結果そこに結論がいきまして、これがむしろ実際問題として適當である。こういうところで許可制にするといふことは、なるべく兼業はさせない

方向での許可制という御意味だらうと思ひます。ただこの兼業は許可制に

する、こういうことで許可制にするといふことは、なるべく兼業はさせない

方向での許可制という御意味だらうと思ひます。

○政府委員(岩武照憲君) 消費生協の問題につきまして、通産省が横あいから云々といふような御質問がございま

したが、これはそういうことじやございませんで、消費生協が組合員に対する各種の供給あるいは利用事業を行わ

せる分には、これは通産省として云々いうことを申し上げる筋合いでないと思つております。ただ貿易利用の問題につきまして、いろいろと小売商の問題と摩擦が起るということになり

ますと、これは小売業の関係のめんどうを見ておりますのは中小企業庁でござりまするが、そういう点から両方の調整をはからうといふふうに法案の仕組みはできております。

なお、御質問がございしました購買会

あるいは消費生協その他の異質の小売業者に対する競争力の強化を図るため、販路開拓や販路構築等の活動を行なう者について、どういったふうな指導方針をとるかという御質問でござります。これはまあいろいろ閑倣ながらお答えするのがほんとうだと思ひますが、事務的にわれわれ考えておりません。ところを御参考までに申し上げますれば、購買会は、これは従業員に対する福利厚生事業として、いわば自然発生的にできておるものでございまして、現在法的規制は受けておりませんが、これが運用をつかさどるにつきましてはいろいろな関係で、端的に短日月のうちにには、そういうふうな費生協に切りかえることが好ましいかと思ひます。ただいろいろな問題があるので、できますればこれは職域の消費者生協もしくは運賃、金利等を会員、建物、あるいは運賃、金利等を会員外利用を誘発もいたしますので、これはむしろ独立採算的に、その分だけはやはり商品の原価にかけて供給するというふうにできないものかと思つております。

われわれとしましても特定の場合以外はこれは好ましくないと考えておりますが、そのほかにたとえば現在行なわれておりまするような、廉価販売等がこれではやはり大体は市価にのつとて販売していただき、その利益を組合員に還元するという本来の運用の姿であります。これはやはり店舗等の位置もできるだけ従業員の利用の中心地に置かれることが望ましいので、繁華街の中心等に置かれるケースも一、三あるようですが、これは一つ何とか今要申し上げましたよくな地域にお願いできないかというよりは考えております。農協の問題につきましては先ほど申し上げました通りでござります。これは以上申し上げましたようないことは各種の問題に対します中、小企業庁のこれは事務的な考え方でございまして、まあそれぞれ主管の官庁もございまするので、あるいは若干違つた方法を考えておるかも知れませんが、やはり何と申しましても先ほど来申し上げましたように、小売商と申しますのは一定の社会的機能も有りまするし、またそれに従つておりまする人口の数もおびただしい量でございまするし、いろいろと経済力の弱い社会層でございまするから、やはりかかるの不必要な摩擦は起らないようには何かお互いが協調してうまくいかないかと、こういうふうに考えておつたわけでございます。

はあるいは鉱山局とがあるね。こういふことをするのに商店もなければ何もない。従つてそこで原価販売なり購買会を設けて、安いものを販売してやるからといって人を集めしていくわけです。それがあなたのところの石炭局だつてそぞろにうことをやつてゐるのだ。そりやうことをやりなさいと、鉱山局だつて一かりですよ、樋詰さんと福井さんと呼んで聞いてごらんなさい。あなたの友達は小売商の方には許可するといつてありますし、片方の方ではそうではない。これは通産省一省でも一つのルートに乗つた方針はないじゃないですか。それはでたらめきわまると僕は思うのですね。

きましても、これはもう非常に過剰施設は一体これらの人間をどういふふうに調整したらよいかということになります。またかりにある種の制約を考えまして、これまた現在の社会情勢あるいは制度等から、なかなか実現するすべがないだらうと思ひますが、まあできますところはわれわれといたしますは、ある分野をきめまして、これにはこういうものは入るべからずといふことになりますと、なかなかむずかしいだらうと思つております。(つまりたとえばこれ以上小売商の数をふやさないようになすべきかどうか、それについてはど々しらいいかといふことがすぐ問題になるわけでござります。これもたとえば許可制にいたしまして、新規開業は特別のもの以外まかりならぬといたしましても、それでは一体あぶれたものはどうなるのだということになりますと、やはり隣りに飲食店を開くとかあるいは旅館を開くということになりましようし、向うはもちろんもう過剰でありますので、そういうふうに垣根を作つてみましても結局は物事の解決にならぬかと思つております。いわば中小企業の内部の相互間の問題であります。いわば企業規制を行ひますれば、これはまた失業者あるいは潜在失業者をふやすばかりになります。さうとてこういう方面的の職業規制を行ひますれば、これはまた失業者大によってそういうものがある程度拡大によつてそういうものがあります。

度吸収できなければ過剰人口の圧力もある程度減つて参るだらう。こうしてふたぶんに考えております。はなはだきめ手のないだらしのないことかもしれませんけれども、現実は実はそういうふうにするとか、われわれとしましては手がないわけでござります。

○委員長(田畠金光君) 委員各位に申し上げておきますが、衆議院から見えておられるお二人の方は大体四時までという約束で御出席願つておりますので、その点を含んで一つ御質問を願いたいと思います。

○阿部竹松君 手がないと言われればもうそれは何をか言わんやで、もううりあれならあなたにやめてもらひ以外にならないわけです。しかし手がないと言つてあなたは中小企業庁における限りはやつてもらわなければならぬ。大体ここに紛争といふことが書いてあります。が、この紛争といふことは枝葉末端の小競争が起きて、ほんとうにおさめたければならない大メーカーと小売業者との間に紛争は起りません。去年国会は法が通ろうとしたときに団体法の十九条だったか二十九条だったか、組合交渉といふのがあって、その組合交渉のところが団体交渉するのだから国会を通つたら大へんだといふので、お前のところが団体交渉するのだから品物を売りませんとか、下売りをさせませんといふような一札をとつた大メーカーがたくさんおるので。ですから今までこれらの中に入つてこちやこちややつていてるのと、私の言わんとするところはたゞえは百貨店法は底抜け法案だからや。

くさんありますよ。これは東京だけの例をとつてみても、高円寺でもあるいは杉並に行つてもあるいは上富士に行つても、鷺籠町に行つても、デパートが大行つても、何平方キロメートルといふことになつたものだから、何々ストア、何々マーケットと言つてどんどん新設してその辺の中小企業をなで斬りにしているのですよ。これを長官整理せぬでこんな法律を作つて中小企業を助けますといふようなことは、僕はどうしても了解できないのですね。こういう点は何か講ずる方法はないのですか。大企業はどんどん繁殖していくますよ。その辺の中小企業はなで斬りですよ。

○政府委員(岩武照彦君) 今お話をありました点は、これはいわゆるスーパー・マーケットのうちで大資本のものが行なつてゐるもののお話かと思ひます。これは現在の百貨店法ではひかりませんので、この法律の先ほどお話をありました十五条のあつせん、調停によりましてその商業上の行為につきまして適切な措置を講じて参りました。こう思つております。

○岡部竹松君 お二の方がお帰りになるそうですから、実は御承知をされませんけれども、当田畑委員長の名前で、農林水産の參議院の秋山さんという委員長さんから、十五条の第三号の規定の適用を除外するようになります。要請文が来ているわけです。今ここでお二人に除くか除かんかといふ御質問はしませんけれども、こういうことでしょうけれども、その御見解が

を得ないとしても、方々デパートがたくさんありますよ。これは東京だけの事例をとつてみても、高円寺等でもあるいは上富士に行つても、鳩ヶ谷町に行つても、デパートが今度は何平方キロメートルといふことになつたものだから、何々ストア、何々マークットと言つてどんどん新設してその辺の中小企業をなで斬りにしているのですよ。これを長官整理せぬでこんな法律を作つて中小企業を助けますといふようなことは、僕はどうしても了解できないのですね。こういう点は何か講ずる方法はないですか。大企業はどんどん繁殖していますよ。その辺の中小企業はなで斬りです。

○衆議院議員(小平久雄君) ただいま御指摘の点は衆議院の段階でも話がちろん出来ました。しかしてそれに對してわれわれがどう、いふ考え方をもつてのようない部修正申しますか。要するに問題の取り扱い方を修正したわけですが、その点につきましては先日来日も先ほど來詳しく述べ申上げたところでありますて、これを全然外すといふよりも、公正な立場でとにかく紛争をあつせんなり調停なりやりしてもらう方が、むしろ紛争を長引かしてごたごたするよりよろしくろう、こういうわれわれは考えてやります。

商工業はやつていかれなくなるのではないか。現にアメリカのようにどんどんどんな中小商工業が少くなつてしまつて、系列産業だけが大きくクローズ・アップされる。こういうことになるのではなくと、中小商工業が少くなつてしまつて、その結果、政府、あるいは本修正案を提出された衆議院の各党の方々におかれでは、そういうことについてどういう御認識を持つておられるか、それを近く実現の運びにするよる御努力をなさる御意思はないのか、そういう点についてお伺いいたします。

○國務大臣(高崎達之助君) 御指摘のことく、大資本が系列化によって小売商業を圧迫するというふうなことが将来相当あり得るだらうと思います。これに対する対策でござりますが、このことにつきましてそういうふうな問題が起らないためにこの法律を一つお出し申しあげたい。こういうわけでございまして、必ずしもこの法律によつてそれは万全を期せられるかといつたる、そらは言えないと。また考慮すべき点、またこの実施に当りましても、行政指導によつてこれをやつしていく点が多々あるだらうと思ひますが、今の御指摘のよくなことがないよう、大資本に対して対抗し得るような方針をもつて進んでいきたいと思つております。

○衆議院議員(小平久雄君) 栗山先生の御指摘の点は、こもつともとわれわれ考えるのであります。小売商の積極的な振興という見地からいたしますと、確かにこの法案の内容は相當なものであるのがあると、われわれもさように

実は考えております。もつと実体的な振興の施策というものがもちろん同時に行われなければなりませんし、特に御指摘の大企業との関係ということをございますが、それにつきましては、ここには、この法案から申しますと、単に紛争があつた場合のあつせん、特に調停というだけ、さらによつた、そういう場合をある意味では予想して、一応兼業の届出制ということしかうたつてないわけであります。たゞもう、申し上げるまでもなく、小売商が何と申しましても消費者と直接つながつておる、こういう関係もありまして、小売商の振興といふことが、これは振興の仕方にもよりましようが、それが場合によっては消費者に何と申しますか、高い品物を売るような結果になる場合も考えられますので、その辺の調整ということはなかなかむずかしかろうと思います。要するに国民経済全体として考えまして、はなはだ抽象的であります、メーカーはメーカーとして、あるいは卸商は卸商、小売商は小売商として、また生協なり購買会なり、そいつた存在は、それぞれにやはり使命があるわけですから、それぞれのやはり所を得て適正に経済全体が振興されるように指導して参るといふことが一番肝要じゃないかと、私は個人的に考えておるわけであります。

大企業の圧迫ということになります。と、それに対して、はねのけていくだけの組織力と申しますか、力といふものを持たせなければならぬじやないか。こういうことが議論の的の一つになつたわけです。そこで寒は中小企業安定審議会の答申案を拝見いたしましたと、中小企業の助成法といふものを作つてくれといふ意見が出ておるわけであります。私どもやはりこの大企業に対抗するがために、ただ単にそれを防いでいくこと、しかかもそれも非常になまぬるいような防ぎ方ではなくて、小売商なら小売商の段階におきまして、一つの組織力と、それに対する金融、財政的な措置といふものを講じて、それによつて対抗していく、こういう助成的な措置といふものがとられなければならないのじやないか。その一端を審議会が実は答申をいたしておるわけであります。従つてこの法案と同時に、同時並行的に助成的な措置といふものをつていかなければならぬ。そういう必要のあることを私どもも痛感をいたして、この審議の当初からそれらも議題として質疑応答というものがあつたわけであります。まあ、われわれの立場からいたしましても、小売商の団体の方々とよく話し合いをいたしまして、そうして団体からも、一体たゞ單に外部からの圧迫を防ぐといふよなことだけに終始するのではなくて、自分たち自身が消費者の立場も考えて、どうしたならば自分たちの立場をよくし、守つていけるかということを、みずから発案もし

とも話ををしておるわけであります。この法案自体にいたしましても、実は三十二年の二月に社会党は提案をいたしました。政府案の提案は五月になつております。そういうところから見まして、私どもも私どもの立場におきまして、これと相呼応するような助成的な政策を纏り込まぬ形でできるだけのものを次には出していかなければならぬのぢやないかと、かように感じております。

わけでありますから、市長の意向といふものも十分これはそんたくをすべきである。そこで文字の上ではここに「協議」ということになつております。「協議」と書いてあるから単に協議するだけでよいものか、同意がなかつたならばどうするのだというような御指摘もございました。われわれの気持といつしましては、協議というは何も一回限りに限つたこともございません。相なるべくならば、市長の積極的な同意なり、あるいは時には消極的なこと

が、やはり立案者の気持としては、協議がととのわなかつたときにはどううるさく、ととのわなかつたときは問題ありません。ところのわなかつたときは、普通の行政処分のやり方とすれば、所管大臣の裁定を仰ぐとか、いろいろなやり方があります。そういうようなことをまだございません。そういふふうなことがあります。それで、立派な方の意見をうかがうべきではないかと思います。これは立案者によつて伺いますが、特にこの法案が申請されたときの行政の責任者である政府は、重ねて伺いますが、特にこの法案が申請されたときの行政の責任者である政府は、

うふうな法律上の解釈でござりまするので、お話をございましたよな場合におきましては、やはり通産大臣の指示を仰ぐといふうことにしておきたいと思ひます。実はあとの方の規定によりますと、異議の申し立てもできるようになりますけれども、処分したこととあとは市から異議を申し立てる事は、はなはだまずいことだとござりますから、事前にどうしても市との話がつかなければ、通産大臣の方に指示を仰ぐといふうな実際上の指導をしたい

○栗山真夫君 それから法案の内容について一点伺いますが、第五条ですか、新らしく第三条ですか、七ページのところに、都道府県知事は小売市場の許可に関する処分をするときには市長に協議をしなければならないといふことが新らしく修正されております。この「協議」という意味はどういう工作にわれわれは理解したらよろしいのか、これをちょっと立案者の方へお聞きをいたしておきたいと思います。

○衆議院議員(小平久雄君) この点は先般もちょっとお答えしたのであります。したが、政府原案は、御承知の通り、単に都道府県知事が許可をすることになりますが、だんだん調べてみると、建築関係であるとか、あるいは衛生関係であるとか、そういうものの行政は大体、特に五大市等においては市長がこれをやっている。こういう関係もございまして、そういう関係等から考えまして、市長を業通りにして、単に知事が受けが許可権を持つていて、従来のそういう取扱いの仕方から不適当であろうと、特に市場の開設等は市民の生活にも大きな影響があること

もあるかもしませんが、いずれにいたしましても、市長の実質的には同意を得る程度にまでよくお話をされて、また同意に近い程度で円満に許可を知事がするよりはわれわれとしては希望いたしております。○栗山良夫君 その協議即同意を希望すると言われるのですがね。それはきわめて調子のいいときの結果であつて、大体こういううらやましい方をしなければならないということは、現実になかなかその協議即同意に至らないような場合があるのでないか、そういう想定も若干あるわけですね。従つてこういう協議規定といふものは、これは大ていの場合には協議がととのわないときにはどうするということが入つているのが通例でしてね。それが入つていないなどいふと、ほんとうの効果は上らないわけですな。実際問題として、気軽めにすぎないと思うのです。協議して、とのわないと云ははる事務管にすらといふことになれば、これはもううるさい文句ですよ。そこで、この点は法案を今この段階に至つてからはどうするというわけにもいかないいろいろな事情もわれわれ承知はしております。

○衆議院議員(小平久雄君) この点は、先般ちよと申し上げたんだございまして、その際どうせよといふことはうたつておりますが、この法律全体の主導権は、大臣は言うまでもなく通産大臣でありますから、都道府県知事におきましては、特に設置個所の市長が同意せねば、いう場合でありますからして、それかまわずに、ただ単に知事だけの一遍でやつてしまふといふようなことなくして、主管大臣たる通産大臣に、実問題といったしましては内面的な指導を仰ぐと申しますか。少くとも通産大臣に指示を内々仰いだ上で、一つ公然な処置をとるというふうにわれわれとしては取り計らつていただきたいとさせております。

○政府委員(岩武彌彦君) この条項によりまする都道府県知事の権限といふことは、これは法律的に申しまよと、実は都道府県知事にいわば國の機関として委任した事務であります。また、都道府県固有の事務ではないと

○栗山良夫君 それで解釈上といた
か、当面上実施に移しても、どうにか
こうにか運用できるような気がするの
ですが、その点はやはり運用に当られ
る政府側の、これははつきりした腹が
そういうふうにきまつていませんと、
いたずらに混乱を招くと思ひます。そ
の点は、ただいまの御答弁をしかと胸
において運用されるよう、切に希望
においておきます。

○大竹平八郎君 時間がありませんか
ら、私一点だけ岩武長官にお尋ねした
いと思います。

しばしば本委員会なり、本会議のか
つての岸総理の施政演説のときの私
は質問の中にも申し上げていたのであ
ります。この種の中企企業対策法案と
いう問題を、われわれがしさいに検討
いたしていますと、何かこう統制化
がさらにもた新制を生むというような
傾向が最近非常に多いのです。
先ほど阿部委員から指摘をいたしま
た団体法自体におきましてはそろそろ
ありますと、団体法をわれわれは方
能策とは思つておりますが、当時の
政府の少くとも一部の答弁におきま
す。

ては、これを万能策といふような答弁が間々あつたわけであります。しかるにもかかわらず、本日採決を見ました軽機械の問題であるとか、あるいは輸取の問題であるとかいうように、統制味を持つた法案というものが非常に多く次から次に出てくるのであります。これらの問題は、いずれ時期を改めまして、通産行政の中小企業対策案をいたしまして根本的にわれわれは検討いたしたいと思うのであります。本案に関連をいたしましてさらにお尋ねをいたしたいのは、私どもは、団体法案を出すときに岸總理にも申し上げたのであります。日本では中小企業と一般に言つておりますが、かつては中小企業という言葉は言わなかつた。戦前ですらも、中商工業者と小商工業者と言つて、明らかにこれを分解いたして対策を立てていたわけであります。ことに、東京都の小売商業に対する対策等は、そういう一つの重要なデータを中心いたしまして対策を講じてきました。そういう意味からいつて、私どもは、だしか三十二年度か三十一年度と記憶いたしておりますが、四千万円の中小企業の実態調査費といふものが計上されていた。その調査を終つてからでもこの団体法案を出すのにおそくはないじやないかということを岸總理並びに本委員会でもしばしば申し上げ、また川上長官にもその発表をいつづろできるかということを聞いたのであります。それはいつづつという言明はしておりますけれども、いまだに本委員会にその資料といふものが提案されたことはないのであります。あるいは長官はまだ就任早々

でありますので、これも私は長官に私的に申し上げたと思うのであります。が、この小売商業対策法案なども、そういう意味でそいつたデータといふものを基本にいたしてこれが法案を練られるといふと、私は相当な満足のいくものがでけるのじやないかと、こう考えておるのであります。事ここに至つてこの問題をとかく言うのではありませんが、中小企業調査という問題は一体どうなつておるのか、あるいはまた、いつころ完成をするものであるのかということを、私、一点、この法案に関連をしてお尋ねいたしたい。

なる結果を示しておるのであります。われわれといったとしても、この結果を十分に分析、利用いたしたいと考えております。なお、これは、御案内のよう、中小工業関係の調査でござります。商業につきましては、今年度、これは金額が少うございますが、若干の予算も得ましたので、引き続きまして御売並びに小売業、特に小売業に重点を置きまして一部の基本調査を実施いたしたいと、このように考えております。

迫するということになれば困るわけですから、これは今度取り締らなきゃなりませんと存じておりますが、元来はやっぱり生活協同組合自身は協同組合自身の仕事によって立っていく、この方針で進んでいくべきものが本来の使命であります。

○阿部竹松君 それは大臣のおっしゃる通りですが、そろ端的に言つてしまはりますが、もう実も花もないんですね。大臣は現場の実態を知らぬから、そういうふうまるで算術のよくなことで、二に二を足して四になるというお答えしか出でこないけれども、会社の購買会で工場を建てる場合に、その辺に商店も、工場を建てる場合に、その辺に商店も何もない。日用品も生活必需品も手に入れることができないから、仕工作業がない会社で購買会を作つて従業員に配給してやる。生活協同組合にしろ、五十円か百円はあるいは五百円の金を出して、職場の人が賃金ベースが安いから、皆でお金を出し合つて品物を仕入れて、その軒先でも借りて、お互いに供給し合つて安いものを買って生活をしようじゃないかといいうのがたとくさんあるんですよ。しかし、そこに、必ず、その組合員でなくとも、組合員おれば臨時夫もおる。二月や三月で、生活協同組合、購買会の会員でもない。この法律でいくと、びしひしやわらばそういうやつは全部おさえることができるようになつておる。びしひしと法に照らして仮借なくやれば。ここに厚生省のどなたかお見えになつておるのですがね。そうですが、そういうことにしても全然できることがあります。お見えになつておればお尋ねをしたいわけですがね。大臣のおっしゃる通りいけばこれは簡単でけれども、この法律を見ること

○説明員(中村一成君) ただいまの御質問の御趣旨は、今回の法律改正によりまして生協の組合員が影響を受けるかどうかという問題であるかと思います。今回の法律改正の目的といたしましては、これは生活協同組合の員外利用の問題でござりますので、現在、員外利用を原則として禁じておりますことは、これは消費生活協同組合が、大体通常の場合におきましてこの法案によりまして特に影響を受けることはなからうかと思います。

○阿部竹松君 �ting員外利用の適用を受けたといつたって、そこの現場に生活協同組合なり譲買会なりしかなければ、そこで買わなければ三里も遠くへ行って買うのですか。

○説明員(中村一成君) お質問の趣旨をあるいは取り違えたかと思いますが、そういう生協の供給事業を行いますところの近所におけるところの組合員以外の者はどうなるかという御質問。先ほどお話し申しましたように、そういうような場合におきましては、これはその付近に小売商業を営むところの店がない場合が大部分であろうかと思います。そういう場合にはおきましては、行政府の認可によりまして員外利用を許可することができるよう指導いたしておりますので、大体の場合におきまして許可を得られまして、そしてそういう方が正式に利用を認められる。こういうことにならうかと思ひます。

○阿部竹松君 そらしますと、そういう特殊な場所は員外利用の許可が必要だというのですね、その許可は厚生省だやられるというわけですか。

見られると、市場の問題やら、生協やら、あるいはまた購買会やら、これは困ったことじやと、いうことになるわけですから、あなたの御答弁を聞いてみると、ますます大体現行通りでそれだけの意味がないわけがござりますが、大して心配したものではないことは理解してもいいわけですね。

○政府委員(岩武照彦君) 現行通りといたことでございますと、ちょっとと立法の意味がないわけがござります。いろいろな小売商業者のこの問題についての歩み寄り、調整を考えておるといふのがこの法案でござります。このいろいろな問題点につきましては、立法技術上の問題、あるいは衆議院におきましての御意見等もございまして、かなり内容は当初の原案よりも變つております。われわれとしましては、この修正案によりまして、大体今起つておりますのもな問題につきまして一応これをさばき、なだめて参る手当ができる、手がありがある、こういう考えでございます。

先ほど来、松平委員がおつしやいましたように、これは積極的に小売商業の振興をはかる法案ではございませんが、いわば消極的と申しまするか、受動的と申しまするが、外からの圧迫に對してその間の調整をはかつて参るという点におきまして、そういう調整の手がかりを与えるもの、こういふふうに考えております。

○阿部竹松君 私の言つたのはそうでなくして、なるほど、建物をどうするとか、屋根をどうする、柱をどうするという、建設委員会に出るような法律ですが、そういう個所でなくして、今いろいろとお尋ねした疑義あつた点は

一々解明していただきたいわけですが、それを承わつてはいる。そういうお尋ねした点については、今までとそり大した変りがなく、さう心配したものでないからうといふふうに理解しても構うが、こういうことで

てお述べを願います。なお、付帯決議案も討論中でお述べを願います。

ほんとうに安定させていくかといふと、私はこの法案は、小売商の人たちは、安いいもののがどんどん貰えるならばけつから見て非常に物足りないという気持が相当強いと思います。しかしまだ同面、消費者といたしましては、安い、いいものがどんどん貰えるならばけつこうなんありますて、今日のほんとうに中流以下の消費者の人たちは、安いものでいいものをいろいろとに眼めになつておる今日の現状でありますて、そういう面から見ますると、この小売商と消費者との間をどう調整いたしましていかがということは、これは政府においても非常に重要な問題になつておることでありますし、また、これからはなかなか、これは一つの社会問題にどうしても相当考慮しなけりやならぬ重要な問題だと思つております。今この法案で一挙にそれが解決するとは思ひませんけれども、しかしこの法案によつて、とにかく一步前進し得ることは確かであるといふように存する次第であります。

おいてお考え願いたいと思います。
ただ一つ私は付帯決議をつけたいと思ふ
思ふのであります。その点は、要するに本委員会で相当論議もありました
通り、農協及び水産及び林業、そういう
協同組合の本来の性質にかんがみま
して、この法律に基く第十五条の知事
の調停、あつせんというふうな問題
が、今まで無難にいつておつたにも
かかわらず、この法律ができたため
に何かそこに紛争を誘発して、そうち
て不當にいろいろ農協がやっているこ
とについて紛擾の種がかえつて醸釀さ
れてくるというふうなことでは、せつ
かく健全に発達してきただ、またこれか
らも健全に発達させていかなければな
らない農協等の前途にも悪影響を及ぼ
しますので、そういう点について慎重
に一つ政府において配慮していただき
たい。単に私は、農協は絶対のもの
だ、だから農協がいかなることをやろ
うとも、これは全然この法律の外なん
だということまでは申し上げませんけ
れども、農協及び農協等のそういう健
全なる発達に対し、たゞ小売商とし
ての利害関係というだけで、一々その
法律によつて文句を食うというふうな
ことであつては、農協等の健全な発達
もできないという意味において、私は
付帯決議をつけたいと思ひます。付帯
決議を朗読いたします。

とうに考へてゐると言いたいところなんです。今日の中小商業者の問題といふものは、いろいろ規模が違います。仕入れ関係だつて決して一つであります。非常にさまざまな規模があり、せん。非常なさまざまなものと見えておりません。また人的構成からいしまして、経営の規模からいしましても、また資金練りからいしましても、そこに働くその資金からいしましても、これくらいさまざまに、気の毒な者もあり、すぐれた者もあり、これをたどりながら商業者といわれて、この法律が何を救うつもりであろうかといふうに考えさせられます。

私どもから言ひますと、ほんとうに流通機構の適正化ということは、国民生活安定の上で一番必要なことで、一番急がなければならない問題だらうと思ひますけれども、それを考へます

のには、やはり政府、通産省が真剣に抜本策を考えるのでなかつたら、こう

いうふうな表面的な法案一つ作ることによつて、資金を出すわけでもない

し、それから店の設備をよとするわけでもないし、あるいはその働いている人がもつと勤労意欲が高まるようにならうと考えるわけじゃないし、余つて

人をどこへ使つてやろうとするわけでもないし、また、あわのよくな

面に現われた現象だけをとらえて、そして中小商業者を助けるのだと、こん

なおこがましいことがあるからと思ひます。それが私の政治的にこれを反対する一つの理由。

また、これは特に政府に考へてもうございません。これは私どもと

しては、目ざめた消費者がわざわざ資金

を出し合つて、そして共同購入をしておりますけれども、これがこの法律によれば、おそらく触れるでありますよ

うとしている。私ども十円牛乳を売つておりますけれども、これがこの法律

で農林省は私たちの努力にもかかわらず、牛乳の手当を全然してくれない。

私どものできる範囲の牛乳は一日一万千

六千本にすぎない。そうすると牛乳は余つてゐるのに、なぜこれを売らないのか。多くの商業者の中には、少し弱い

ところに、なぜこれを売らないのか。多くの方々が、ま

しょろとする大へん悪い考え方があります。

た商業のそういうしきたりがある。そのため、余つてゐる牛乳を庭へ捨て

てしまう。これが、くだものが一と、地方から出てくる人たちは東京の

へ出でくれば一個二十円だ、二十五円

という値段で売られているじゃないか

と、だから店を見て歎息して言うことなんです。こういういろいろ流通過

程にある間違い、不合理というものをどうして是正しないか。消費者の家庭にほんとうに正しい値段で物が入るよ

うにする、その道を考えるということ

この婦人のグループにも比べて、生活費を使ひます、買ひものをすることに

協同組合の中の婦人が一番自分の家計費を使ひます、買ひものをすることに

あるいは自分たちの使い方を考えた

り、家計簿活動を私どものグループ

でみんなで全国的にしておりますけ

ども、この仕事をもうこれからはほんとうに誇るに足る仕事であるし、全般的に推進されるものと思つております。

經濟規模の拡大ということを軽くいわれますけれども、經濟規模の拡大は、簡単に金の面で広がつて大きくなるだけじやだめなんで、その金が有効に使われる道をみんなが考へなければならぬ。有効に使われる道を、各家庭々々が国民所得の八割を使つておるといふのが有効な使い方を今せつと家計簿を中心につけておるのです。実質賃金を単に賃金が上ればいいのじやなくて、その上の賃金あるいは上らない賃金を指導もしない、予算もくれない。しかしながら、その消費者のなかには考えられない。政府はこういう面には全然手を出さない。しかし日記帳で使つておるることは、これは家計簿活動のほかには考えられない。政府は、日本は人口問題の処理あるいは完全雇用対策の点から大きな行き詰まりを来たしまして、これはひとり中小企業界の問題だけではなく、大企業自身が大きな困難に直面することに相なるあります。さらにもう点からいしまして、これはひとと二、三男対策におきまして、非常な困難に直面すると思つておきます。

そういう点におきまして、私は、あたかも交通につきまして交通整理が今

日完備しておきますように相なること、人道あり、また車道あり、車道には縫合車用

があり、急行車用があるがごとく、産業活動におきまして、産業交通整理法的なものが、ぜひこの日本の過剰人口を基盤としたいたします特殊事情からいきますするといふと絶対、法制その他のものにおきまして必要になつてくると考えるのを考へます。そういう点におきまして、産業交通整理法的な考

え方からいたしまして、過去におきましては百貨店法を作り、また今日、小売商業特別措置法が生まれようといつた

しておるのであります。それは私は、産業交通整理法的ないき方の一つの

水山の一角であらうといふうに考へ

いる趣旨といふものは、私は反対せざるを得ないのを考へます。

また、三番目に、私はこの法案の審議を通して、今の政府はおそらく商業者

も、生産者の協同組合は、生産者らしく、そして勤労者は勤労者らしく、そして商業者は商業者らしく、そして勤労者は勤労者らしくいく。協同組合につきましては、生産者の協同組合は、生産者らしくして勤労者の協同組合は、勤労者らしくして勤労者らしくして、その協同組合の範疇を

いき方におのづから分を持つ。それでは、消費者が安くいい牛乳をお互いの奉仕の中で飲もうとする生活協同組合に対して、今まで農林省は私たちの努力にもかかわらず、牛乳の手当を全然してくれない。

私どものできる範囲の牛乳は一日一万六千本にすぎない。そうすると牛乳は余つてゐるのに、なぜこれを売らないのか。多くの方々が、ま

しょろとする大へん悪い考え方があります。

ただ、あり余つておる人口に、どうして少しお茶を濁しておる以上は、そ

こにいくよりほかにないと思つております。これだけ人口が多く、それはけ口を考えないでいて、そうしてこういふ法律でお茶を濁しておる以上は、そ

くなるということを不安に思つております。

ただ、あり余つておる人口に、どうして少しお茶を濁しておる以上は、そ

くなるということを不安に思つております。

</

して、織維工業設備審議会といふのがございまして、紡機の新設あるいは廢棄という場合には、通産大臣から、この審議会に諮問しております。ところで、この審議会は、非常に構成メンバーがたくさんおられまして、全体といたしまして百五十人をこすような会議でございます。従いまして、そこで総合的かつ長期的な問題を、何回も何回も審議をするということは、これは事実上むずかしいわけでござりますので、従いまして、審議会の構成メンバーのうちから、各業界を代表されるようなどく少數の方と、それから学識経験者、それをもちまして、昨年の十月に、この委員会の御意見もございました、総合対策懇談会を開いた次第でありますて、そこでもう一つ総合対策を答申されまして、その答申を審議会にかけて可決をみた、こうしたことになつております。

従いまして、懇談会は、いわば総合

対策を検討いたします一時的な機関でございまして、この法律に基く運営は、今後は審議会を中心としていく、こういうことになるわけでございます。

○大竹平八郎君 両団体とも、私ども

の調べたところによりますと、大体、同一業者あるいは同一人物が多いのであります。が、将来、これを統合をしていくといふことによるなことについての御見解はいかがでありますよ。

○政府委員(今井善衛君) 不況対策を講ずるにつきましての総合的、長期的な話し合い、その場といふのが、この懇談会でございますが、そういう意味合いからいたしますと、懇談会の使命

は、一応済んだわけでございますが、ただ、この懇談会の委員各位の希望によりまして、

ございまして、紡機につきましては、

形式的

には存続する、また、必要であ

る

業

の

審

議

会

に

お

き

ま

し

て、

そ

れ

は、

そ

しても、好ましい影響が起るということになります。それからまた、過剰設備を長期的に格納するということになりますれば、その範囲内で企業といなしましては、比較的長い間の経営方針が立ち、従つて企業としても、合理的な運営ができる。そういうふうな利益もあるわけでございます。

○大竹平八郎君 局長の御説明は、よくわかるのであります。しかし、あなたが提出をせられた資料に基いてお考えになることと、それから市場の実際といふものは、相当相違があるので

これは、もう御存じだと思うのであります。そういう意味で、私は格納の問題を特に申し上げたのであります。が、ことに織維関係などは、これは、どこの産業に比較しても、一番自主調整がとれているところなんです。

それでもやつぱし、まあきたない言葉で言つならば、めぐりというのがたくさんのありますのであります。最近、あなたお聞きになつておるかどうかしりませんが、いわゆる自由系といふのがござります。スフ九〇%でそれから繩一〇%ですか、これは、自由にひけるのだとあります。これなんか、大阪あたりは相当な活況を呈しておる。この事実を何か資料に基いて、あなた御存じであるかどうか、一つお聞きしたい。

○政府委員(今井善衛君) 自由系のお話が出ました。これはお話をよろしく、綿が一〇%以下、スフが九〇%以上といふものでございまして、これは、この法律の規制の対象になつてはおりません。従いまして、形式的に申しますと、作つても法律に触れぬとい

うことになるわけでございますが、たゞ何といたしましても、ほかのこの法律の対象になつている系を引く者から見ますと、正直者がばかを見るという点もあります。正直者がばかだと考へたしましては、比較的長い間の経営方針が立ち、従つて企業としても、合理的な運営ができる。そういうふうな利益もあるわけでございます。

○大竹平八郎君 局長の御説明は、よ

うに考えておる次第でござります。私は、この間大阪に、たまたま参りましたので、そのデータも持つておるのである。きょうは時間がありませんから御披露いたしませんが、とにかくその事実があるのであります。

そうすると、今あなたのおっしゃる通り、正直者はばかを見ます。正直者がばかを見ると、この織維行

政の上において、あなたの前の小室君が織維局長の時分に、かけ込み増錠は認めないと、あいうふうに局長通牒

もやつておるのに、かけ込み増錠が行わされた。そして今日、こういかけ込み増錠をやつて、かけ込み増錠は二十分鐘のうちに、その原綿の割当のないものが、わずかに三十二万五千錠だ、あとは、ほとんどもう既定の事実

になつてしまつたといふようなこと

で、一面において、局長通牒を守つてかけ込み増錠をしなかつた者は、あなたがお見つかりました。そこで、私が今申し上げましたこの

自由系といふものを中心に、最近行われておる大阪方面の動きといふもの

は、これはそういう点において、まだわれわれは正直者はばかを見なけれ

してよろしいのか。

○政府委員(今井善衛君) 今回の格納に当たりましては、三十二万錠も、それからその実態を調査中でございまして、実態がわかりました後におきましたは、何らかの行政措置を講じたい、かよ

うに考えておる次第でござります。私は、この間大阪に、たまたま参りましたので、そのままの実態を調査中でございまして、実態がわかりました後におきましたは、何らかの行政措置を講じたい、かよ

万五千錠も格納の中に入る、こう解釈してよろしいのか。

○政府委員(今井善衛君) 今回の格納に当たりましては、三十二万錠も、それからその実態を調査中でございまして、実態がわかりました後におきましたは、何らかの行政措置を講じたい、かよ

うに考えておる次第でござります。私は、この間大阪に、たまたま参りましたので、そのままの実態を調査中でございまして、実態がわかりました後におきましたは、何らかの行政措置を講じたい、かよ

従いまして私ども、合成繊維をこの法律に追加するといふのは、この合成繊維の育成は、もちろん続けていくわけでございますが、ただ需要にマッチしないような形でもつて、無計画に乱設が行われるといふものにつきましては、これは、ある程度行政指導その他によりまして、計画的に秩序ある状態でもつて育成できるようにしたい、かのような趣旨でございます。

○大竹平八郎君 そういたしますと、合成繊維が、かりに採算点に達する時

期、これは非常にむづかしいのです

が、これは非常に世界景気の影響と

か、それから内需の状況とか、そういう

う点、いろいろあると思うのですが、今、おやりになつておられるああした

採算、あるいは今度の格納措置とい

うなもの等を考えまして、今あなた

方が、おとりになられる措置で、大体

今の日本のこの合成繊維というものが、採算線上にとにかく達し得るか、

この点は、どうなんですか、非常にむ

つかしい問題ですが……。

○政府委員(今井善衛君) これは、す

でに過去におきました、たとえばナイ

ロンあるいはビニロン、これらの合成

繊維がスタートをしまして、現在は相

当の利益をあげるような状態になつて

おるわけでございます。

○政府委員(今井善衛君) これらは、相

當の法律によりまして、たとえば

羊毛分野をねらうとか、いろいろねらうと

ころが違うわけでございます。従いま

して何と申しますか、その一つの合成

繊維に非常にたくさん生産設備がで

きて、そして共倒れになる程度の安売りをするといふふうなことになります。

れば、これは企業としては、非常にむづかしい状態になりますけれども、秩序ある状態でもつて、需要のある限り

設備を伸ばしていくことにいたります。

○大竹平八郎君 それから、たとえば精紡機の問題を一つとり上げて申し上げれば、今般のあれで、一五%格納を

するという場合には、すでに東洋紡、鐘紡などは、もうやつておると思うのであります。

いふふうに考えております。

従いまして、今の封緘の設備の中

で、約半数を格納すると申しまして

も、それによりまして、この労務者に

影響が及ぼないというのが原則的な考

え方、これは当然、普通の状態で言いま

すれば、労務者は、これによりまし

て労務者の解雇その他が起るはずもな

いわけでございます。ただ、この企業

に対しまして、格納の方法というもの

は自由に任しておりますので、従いま

して、企業といたしまして、非常に立

地条件の悪い、しかも、この工場が非

常に悪い設備でもつて、能率が上らない

といふ場合におきましたは、その工

場の一帯を格納するといふことじやな

くて、場合によりまして、その工場を

相当、格納するとか、あるいはその工

場を一時休止しまして、近くの最寄り

の工場に労務者を移すといふうな問

題が当然出てくるわけでございます。

従いまして、この格納によりまして現

実に起り得る問題は、労務者の配置転

換が場合によりまして起り得るといふ

ことでございます。

この労務の問題は、これは非常に大き

い事な問題でございますので、従いまし

て、この総合対策懇談会の答申におきましても、あるいはこの法律に基づきま

する設備審議会の答申におきましたが、

○大竹平八郎君 それから、これは法

案のうちの第何条何項にあつたか、私

これは、もうすでに、市場でも大きな

記憶しておりませんが、化織に関する

試験的な製造について云々といふ言葉

があるのですが、これについては政令

の内容、この点を、一つ伺いたい。た

しか、法令の中にあるはずです。説明

員でもけつこうです。

○政府委員(今井善衛君) 第二条の三

項に「ただし、通商産業省令で定める

ことによるより試験的に製造の用に供す

る場合は、この限りでない。」といふ

ことで、その場合には、登録をしない

でも化織を作れるという形にして

おるわけでございますが、この越旨

は、先ほど申しましたように、合成織

織は、もちろん将来育成していくに

ねばならないわけでございますが、た

だ、あまりにも無計画に乱設されると

いう場合があつてはならないといふこ

とで、この法律で登録制を採用したわ

けでございます。

ところで、その合成織につきまし

ては、新しい技術が次から次へと出て

くるわけでございますので、新しい技

術の芽をつんではならないといふ意味

合いからいたしまして、一定の規模に

達するまでは——といいますのは、大

きいときに買えるということでござい

ますので、従いまして、この外貨予算

の編成をおきましたは、この通商協定

上、特に支障のあります地域を除きま

して、ドル綿にいたしました。ある

いはボンドで買います綿花にいたしま

しても、グローバル予算といたことに

いたしまして、できるだけ取扱選択が

きくよう、そういうふうな予算の立

て方をしまして、安い綿が買えるよう

にするつもりであります。

○大竹平八郎君 時間がありませんか

これは、もうすでに、市場でも大きな

問題になり、また今後、いよいよますます問題になると思われます。が、合成繊維工業と石炭化学工業との関係でござりますが、これについてラブルが将来は起ると思うのですが、これは非常に大きいのであります。これについて、何かもし大臣から所信を御披露になればけつこうですが、石炭化学工業から、いろいろ繊維ができるわけであります。これらの関係について、一つ……

○政府委員(今井善衛君) 合成繊維の原料は、これは種々雑多でございまして、石油化学系統、あるいは天然ガスを中心としたもの。あるいはビニロンのようにアセチレンを原料にいたしましたもの、あるいはナイロンのように石炭酸を原料にしたもの、いろいろあります。わけでございますが、大きくみますと、むしろ石油化学とつながっている面が非常に多いのでございまして、石油化学なり天然ガスとつながる面が多いと思います。

○大竹平八郎君 最後に、高崎通産大臣に特に要望をいたしたいのであります。が、はつきり申し上げまして、これは冒頭にも申し上げました通り、本法案が、決して独禁法の問題にも今なっておらず、こう言つても、とにかく相当研究をせられており、そりとして多分に、統制的な意味もかなりあるといふことは、これは、もうはつきりしておると思うのであります。が、こういう法案といふものが、長く続いていると

いうことは、私どもこの民主主義の建設からいつても、決して賛成するものではないのであります。これに対する一つ大臣の御見解を伺いまして、私は非常によろしくあるのですが、これが非常に大きな問題であります。が、これについて、何かもし大臣から所信を御披露になればけつこうですが、石炭化学工業から、いろいろ繊維ができるわけであります。これらの関係について、一つ……

○島清君 お尋ねしようと思つております。まことに、三年前に、この法律を施行いたしましたときにも、綿紡機、毛紡機等につきましては、かけ込みは多かったのでござります。

○政府委員(今井善衛君) 確かに、お話をうながすと、この法律に、合成繊維が対象となるといふことでもつて、今まで纖維等につきましては、お互いにそれを秘密にしていました。と申しますのは、これまでのところは、提案の理由にもござります。が、これは若干事情が異なるわけでござります。

○島清君 合成繊維の採算点といいますか、それは、現在小量生産のため、従つて増設も必要ではないか、この法律案は、時限法でござりますから、この勧告操短につきましては、あまり長くやるものでない。こう思つております。またかたがた、この法律案は、時限法でござりますから、そう長くいつまでやつていくといふことはないと思ひます。結局、やはり自由に発展すべきもの。こう存じております。

○政府委員(今井善衛君) 確かに、お話をうながすと、この法律に、合成繊維が対象となるといふことでもつて、今まで纖維等につきましては、お互いにそれを秘密にしていました。と申しますのは、これまでのところは、提案の理由にもござります。が、これは若干事情が異なるわけでござります。

○島清君 いまの今井局長から御説明のありました配当をなし得るような三十トン以上の設備を持つ工場と、それから二十トン以下ですかの設備しか持ち得ないというような会社との比率は、どうなんでござりますか、それとも、二十トン前後の設備しか有しないといふ会社といふものは、幾つく

争化が激烈に行われてゐる、こういう実情下において、さらに綿紡の二の舞を踏むようなことがあるのではないか、ある程度指導をしていかれようとするか、その具体的なことについて、御説明を願いたい、こう思います。

○政府委員(今井善衛君) 確かに、お話をうながすと、この法律に、合成繊維が対象になるといふことでもつて、今まで纏めでございまして、従いまして各社と行つたのでござります。

○島清君 合成繊維の採算点といいますか、それは、現在小量生産のため、従つて増設も必要ではないか、この法律案は、時限法でござりますから、そう長くいつまでやつしていくといふことはないと思ひます。結局、やはり自由に発展すべきもの。こう存じております。

○政府委員(今井善衛君) 確かに、お話をうながすと、この法律に、合成繊維が対象となるといふことでもつて、今まで纏めでございまして、従いまして各社と行つたのでござります。

○島清君 いまの今井局長から御説明のありました配当をなし得るような三十トン以上の設備を持つ工場と、それから二十トン以下ですかの設備しか持ち得ないというような会社との比率は、どうなんでござりますか、それとも、二十トン前後の設備しか有しないといふ会社といふものは、幾つく

めたいということで、ただいまのところ、人絹なりスフにつきましては、かけ込んでおるという事実は、全然ない

と申しましても過言でないと思います。それから、合成繊維になりますと、これは若干事情が異なるわけでござります。

○島清君 合成繊維の採算点といいますか、それは、現在小量生産のため、従つて増設も必要ではないか、この法律に、合成繊維が対象になるといふことでもつて、今まで纏めでございまして、従いまして各社と行つたのでござります。

○島清君 合成繊維の採算点といいますか、それは、現在小量生産のため、従つて増設も必要ではないか、この法律に、合成繊維が対象になるといふことでもつて、今まで纏めでございまして、従いまして各社と行つたのでござります。

○政府委員(今井善衛君) これは、合成織維の種類によつて違いまして、御承知のように、ナイロン、ビニロン、これらの合成織維は七、八年前から、すでに企業化されておりまして、従いまして、現在すべて三十トン以上の適正規模になつておるわけでござります。

ところで、最近になりまして、企業化されつありますところの、たとえば

トロンとか十トンとか、この経済単位に達しないものにつきまして、経済単位に達するまで、優先的に増設を認めています。

いまして、それから、また新たに起業をしたいといふものがこれはござい

ますけれども、それは、試験を十分

やつておいていただきまして、この

二、三年の後の合成織維の需給関係を見まして、しばらくは足踏みをして

もらひけれども、その織維が、非常に

いいということになりますと、それはまた工業化を進めていく。増設を認

めないといふことではなくて、要するに

計画的に認めていくといふ、こういう

趣旨でござります。

○島清君 まあ、何ですか、二割を一

いわれております二割格納というの

が、この法律のねらいであるように、

非常に喧伝をされておるわけなんです

が、実際には、格納といふのは、どう

いうような形において行われるのです

か。それともまた、設備の大小にかかる

わらずそれは行われるものであるかど

うか。

それから格納によつて、従来の、何

といいますか、生産の仕方といふもの

が、集中的な方式を取るものと予想さ

れるのですね、まあそういうふうなこ

とにについて、あなたたちが予想されま

す。生産集中方式を、一つこの際、

伺つておきたい、こう思うのです。

○政府委員(今井善衛君) 格納につきましては、この現行法におきまして

も、二十四条の規定がございまして、修正をしないでも、格納自体はできる

ことがあります。企業におきましては、たとえ

ばある工場が、非常に機械が古い、し

○政府委員(今井善衛君) これは、合

成織維の種類によつて違いまして、御

承知のように、ナイロン、ビニロン、

これらの合成織維は七、八年前から、

すでに企業化されておりまして、従いまして、現在すべて三十トン以上の適

正規模になつておるわけでございま

す。

従いまして、ただいま、たとえば五

トロンとか十トンとか、この経済単位に

達しないものにつきまして、経済単位に

達するまで、優先的に増設を認め

ています。

いまして、それから、また新たに起

業をしたいといふものがこれはござい

ますけれども、それは、試験を十分

やつておいていただきまして、この

二、三年の後の合成織維の需給関係

を見まして、しばらくは足踏みをして

もらひけれども、その織維が、非常に

いいことになりますと、それはまた工

業化を進めていく。増設を認

めないといふことではなくて、要するに

計画的に認めていくといふ、こういう

趣旨でござります。

○島清君 まあ、何ですか、二割を一

いわれております二割格納といふの

が、この法律のねらいであるように、

非常に喧伝をされておるわけなんです

が、実際には、格納といふのは、どう

いうふうな形において行われるのです

か。それともまた、設備の大小にかかる

わらずそれは行われるものであるかど

うか。

それから格納によつて、従来の、何

といいますか、生産の仕方といふもの

が、集中的な方式を取るものと予想さ

れるのですね、まあそういうふうなこ

とにについて、あなたたちが予想されま

す。生産集中方式を、一つこの際、

伺つておきたい、こう思うのです。

○政府委員(今井善衛君) これは、合

成織維の種類によつて違いまして、御

承知のように、ナイロン、ビニロン、

これらの合成織維は七、八年前から、

すでに企業化されておりまして、従いまして、現在すべて三十トン以上の適

正規模になつておるわけでございま

す。

従いまして、ただいま、たとえば五

トロンとか十トンとか、この経済単位に

達しないものにつきまして、経済単位に

達するまで、優先的に増設を認め

ています。

いまして、それから、また新たに起

業をしたいといふものがこれはござい

ますけれども、それは、試験を十分

やつておいていただきまして、この

二、三年の後の合成織維の需給関係

を見まして、しばらくは足踏みをして

もらひけれども、その織維が、非常に

いいことになりますと、それはまた工

業化を進めていく。増設を認

めないといふことではなくて、要するに

計画的に認めていくといふ、こういう

趣旨でござります。

ただ、今回の法律の改正によりまし

して、格納設備につきましては、この

他の業種でもつて、設備が足りない他

の業種で、増設を認めたいという場合

には、格納設備を、優先的に転換させ

るということを今回の改正法律でもつ

てうたつておるわけでございまして、

格納自体は、現行法でも実はできるわ

けでございます。

ところで、格納の仕方でござります

が、これは、織維工業につきまして

は、昔から格納といふやり方はあつた

のでございますが、その際、たとえば

設備を分解しまして、倉庫の中に箱に

詰めて、倉庫に入れるというやり方も

ありますから、どうしても、やっぱり

二割格納しますと、やっぱり生産を上

げたいということは、企業者の常でご

ざいまして、それは、企業にまかせる

わけでございます。

ところで、格納の仕方でござります

が、これらは、織維工業につきまして

は、昔から格納といふやり方はあつた

のでございますが、その際、たとえば

格納設備を動かそうとしても、

なかなか原状回復するよりか……、

ひまがかかるといふ程度の状態にする

ということございまして、ただいま

格納設備を動かそうとしても、

のところ、この紡績機械につきまして

行うわけありますが、ギャーエンド

をはずすとか、それに連なるところの

モーターをはずすとかといふ程度に考

えておるわけでございまして、従いま

して、現場から設備を撤去して、どこ

かにしまい込むといふふうなことは、

必ずしも必要じやないわけでございま

す。

それから、これによりまして、格納

につきましては、たとえば一工場きり

持つてない企業につきましては、所

要の一五%だけ、その設備を格納す

るわけでございますが、数工場持つて

おります企業におきましては、たとえ

ばある工場が、非常に機械が古い、し

い限りにおきましては、閉鎖はできな

いといふふうな形になつておるわけで

ございます。

それから、そのほかの紡績につきま

るところに格納率を集中すると申します

が、そこで、よけいに格納して、条件

がございますが、大体、たとえば地方で

申しますと、この地方に、二つの工場

がありますと、同じ府県に二つの工場

があつて、一つは非常に古い工場であ

る。一つは非常に新しい工場であると

いう場合に、一つの工場に格納を集中

します。

いたしまして、そつて新しく工場を

興す。それからその場合、労働者は配

置転換する。配置転換すると申します

ても、近くでございまして、ほど

などまあ、問題が起らぬといふケー

スが大部分だと思います。

○島清君 その製造計画の二割格納に

関連をいたしまして、それで共同開

拓をいたしました。

の指示がなされた。そうしましたとこ

れに對して、非常に強い影響を与えるわ

けなんですね。

それにつきまして私は、かねがねか

らこの点については、修正をしなけれ

ばならぬといふので、修正案なるもの

に対し、非常に強い影響を与えるわ

けなんですね。

○島清君 その製造計画の二割格納に

関連をいたしまして、それで共同開

拓をいたしました。

のかといふふうなことに對しての予想

されることは、企業者の常でございま

す。

○政府委員(今井善衛君) 今のところ

、的確には予想できないでございま

すが、すでに私どもの知つておる範

囲から申しますと、約四企業ほどが、

ある程度の集中生産と申しますが、あ

る程度の配位置転換を考えるといふこと

でございまして、その際、たとえばこ

の鐘紡につきましては、紡績工場とし

て、三工場閉鎖したいといふ会社側の

考え方をしていましたのでございま

す。

それから、これによりまして、いか

にも立地条件が悪いといふことでもつ

て、労働者側の方も、それの閉鎖を了

承しておるわけございまして、ただ

そのうち二工場につきましては、いか

にも立地条件が悪いといふことでもつ

て、労働者側と話

を合意がつかない。話し合がつかな

いと思います。

そのことについて、具体的にどう

いたよな処置をおとりになるおつ

りであるのか、この点について、一

つ具体的に御説明を願いたい、こう思

います。

正等に関する請願(第一六一四号)

(第一六三八号)

一、日中貿易再開促進に関する請願

(第一六三〇号)

一、バナナ輸入外貨資金人口割確立

促進に関する請願(第一六五〇号)

一、更生保護事業費に充てるための競輪益金配分に関する請願(第一五六号)

小売商業特別措置法案の一項修正等に関する請願

十日受理

第一六一四号 昭和三十四年三月二

三帝國ピストンリング

株式会社岡谷工場消費

生活協同組合理事長

宮下本一郎

紹介議員 阿部 竹松君

生活協同組合理事長

三帝國ピストンリング

株式会社岡谷工場消費

生活協同組合理事長

宮下本一郎

紹介議員 阿部 竹松君

生活協同組合は、国民の自発的な生活

協同組織の発展を図り、國民生活の安

定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引き続き、昭和

二十三年制定され、戦前、戦後の物価

安定のために社会的な役割をはたして

きた。しかるに政府提案にかかる小売

商業特別措置法第三条、第四条によ

ると同組合の活動を不適に抑圧しよう

とする規制が加わるとしているから

、同法案の審議に際しては、かかる

不当な条文を削除すると共に、消費生

活協同組合法を改正し、員外利用を認

められる等生協活動の現状にあらうよう

改正せられたいとの請願。

第一六三八号 昭和三十四年三月二

十三日受理

小売商業特別措置法案の一項修正等に関する請願

紹介議員 山形市香澄町木ノ実小

路二〇一ノ一山形県学

校生活協同組合長 加

藤慶次

紹介議員 海野 三朗君

紹介議員 森中 守義君

第一六三〇号 昭和三十四年三月二

日中貿易再開促進に関する請願

十三日受理

第一六一四号 昭和三十四年三月二

日中貿易再開促進に関する請願

十三日受理

第一六三〇号 昭和三十四年三月二

日中貿易再開促進に関する請願

十三日受理

第一六一四号 昭和三十四年三月二

日中貿易再開促進に関する請願

十三日受理

バナナ輸入外貨資金人口割確立促進に関する請願

紹介議員 東京都新宿区若葉町二

ノ八 柴田勇

紹介議員 森中 守義君

バナナ輸入外貨割当の一部を各都道府県の人口割として、その地方の業者に直接割り当て安いバナナを大都市と地方の別なく、より多くの大衆消費者に配分するためのバナナ輸入外貨資金の人口割実施に関する請願は、公正妥当な主張として第二十六回国会及び第十九回特別国会において衆、參兩院共採択せられこれが実施に大なる期待をかけていたのであるが、昨年十月三十日発表された百万ドルの外貨割当によれば、人口割は全く加味されず従来どおり実績者に割当を強行せられたことは、国会の審議を軽視し請願の制度を全く無視したものでまことに遺憾であるから、すみやかに人口割を確立せられるよう善処せられたいとの請願。

すか三千万円にすぎず、その意を果し得ない状況であるから、競輪益金から一千五百円、重点更生保護会整備強化費四千万円、生業資金、損害補償基金設定期費千五百万円)を配分せられるよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第一六五〇号 昭和三十四年三月二

十四日受理

得不到の状況であるから、競輪益金から一千五百円、重点更生保護会整備強化費四千万円、生業資金、損害補償基金設定期費千五百万円)を配分せられるよう格別の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十四年四月十三日印刷

昭和三十四年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局